

第7期 白老町障がい福祉計画

第3期 白老町障がい児福祉計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

令和6年4月

白老町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景と趣旨 1
- 2 計画の性格及び位置づけ 2
- 3 計画における対象者 3
- 4 計画の期間 3
- 5 計画の策定体制 3

第2章 障がいのある方の状況

- 1 人口の推移と推計 4
- 2 障がい者数の推移と推計 5

第3章 第7期白老町障がい福祉計画

- 1 障がい福祉サービス及び相談支援の提供体制について10
- 2 障がい者福祉サービス等の実績・見込み量12

第4章 第3期白老町障がい児福祉計画

- 1 目標の設定について28
- 2 障がい児福祉サービス等の実績・見込み量29

第5章 計画の推進管理

- 1 計画の推進管理32

- 資料 「各種アンケート調査結果について」35

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合うことが求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある方の望む地域生活の支援の充実、障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対し、きめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されています。

本町においても、障がい福祉、高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況もみられ、年齢を重ねて多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

このような状況の中で、障がいのある方やその家族の多様なニーズを踏まえ、法制度や社会情勢の変化に対応するため、新たに「第7期白老町障がい福祉計画」、「第3期白老町障がい児福祉計画」を策定します。

2. 計画の性格及び位置づけ

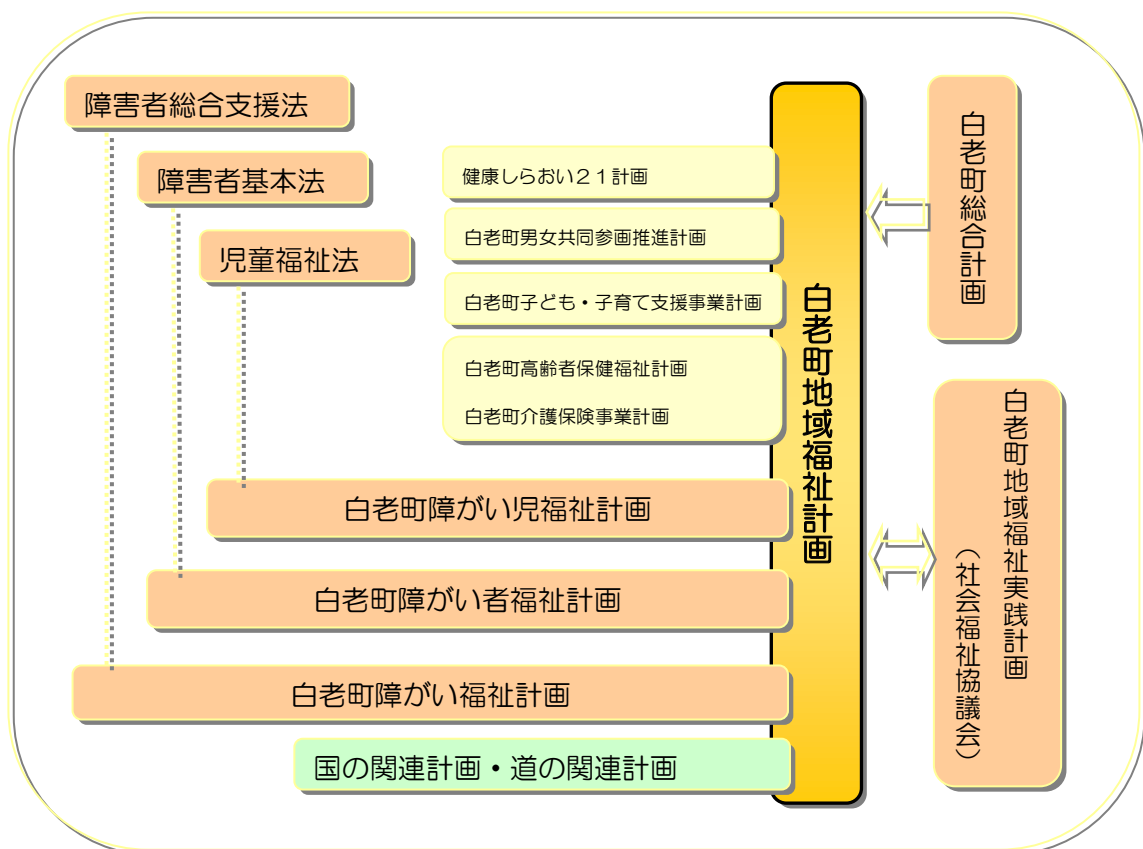
(1) 第7期白老町障がい福祉計画の位置づけ

障がい福祉計画は、障害者総合支援法（第88条第1項）に位置づけられている障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための行動計画です。

障がい福祉計画は、障がい者計画の中の生活支援施策について、各年度における障がい福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込、見込量確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関することを定めるものです。

(2) 第3期白老町障がい児福祉計画の位置づけ

障がい児福祉計画は、児童福祉法（第33条の20第1項）に位置づけられている、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制を確保するための行動計画です。各年度における提供体制に係る目標、サービス種類ごとの必要な見込量及び必要な見込量の確保のための方策を定めるものです。



3. 計画における対象者

本計画において、障がいのある方の範囲を、手帳の有無にかかわらず「身体障がい、知的障がい、精神障がい」のある人、難病等の人、自立支援医療制度の制度を受けている人、療育の必要な児童など、日常生活や社会生活において、何らかの障がい福祉に関するサービスや支援を必要とする人としています。

4. 計画の期間

「第7期白老町障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」の期間は、令和6年度（2024年）から令和8年度（2026年）までの3年間とします。

なお、計画期間内にあっても、今後の社会経済情勢や国の施策の変化等に柔軟に対応するため、計画の進捗状況等を点検しながら必要に応じ、計画の一部修正を行います。

年 度 計 画	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)
白老町障がい者福祉計画 【第4期】						
白老町障がい福祉計画 【第7期】						
白老町障がい児福祉計画 【第3期】						

5. 計画の策定体制

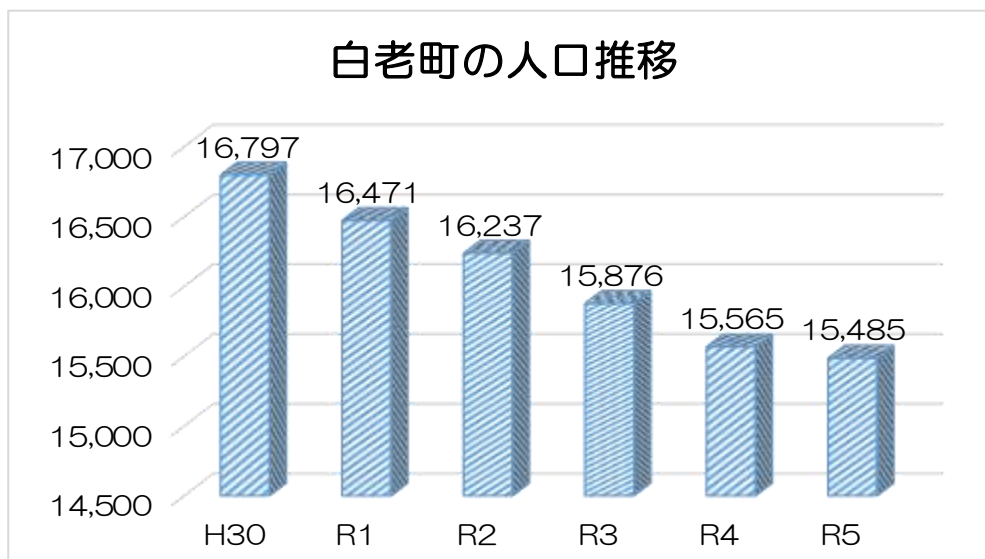
この計画の策定にあたっては、健康福祉課・子育て支援課を中心とする行政機関内部の連携を取るとともに、学識経験者や障がい者関係団体代表者及びサービス事業者の構成員、並びに地域の代表者による「白老町地域自立支援協議会」を開催し、幅広い意見を集約しました。

また、地域福祉に関する意識やニーズ把握のための障がいのある町民へのアンケート調査、サービス事業者へのアンケート調査、障がい者福祉団体への聞き取り調査の結果を踏まえ策定いたしました。

第2章 障がいのある方の状況

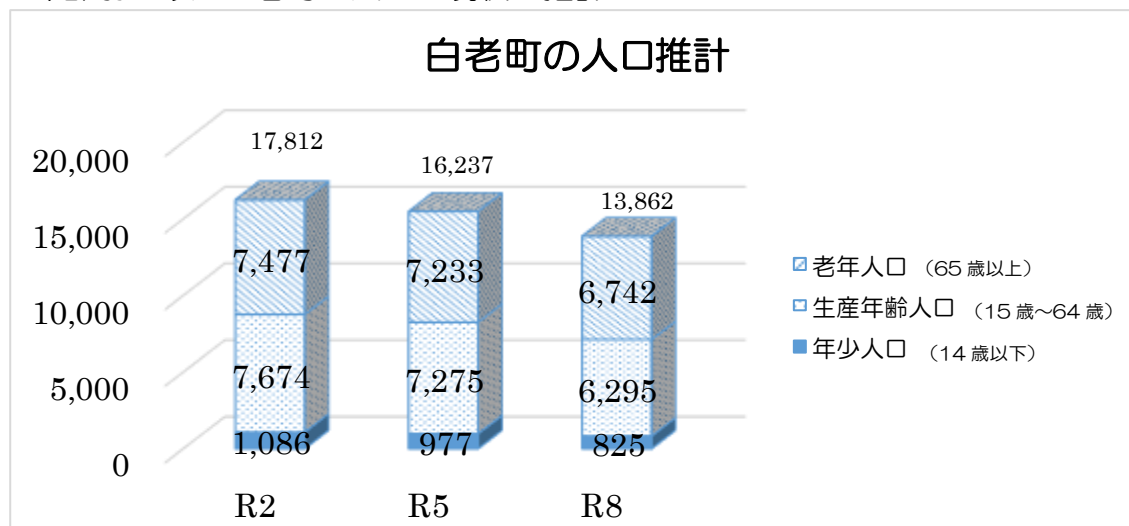
1 人口の推移と推計

本町の人口は、平成30年に1万7千名を割り、令和5年10月末時点では、15,485名と減少しています。人口推移の見通しでは、令和8年には13,862名に減少するとされています。



*各年度3月末数値（令和5年度は10月末現在数値）

<年齢別にみた白老町の人口の現状と推計>



* 令和2年度は3月末数値、令和5年度は10月末数値、令和8年度は国立社会保障・人口問題研究所推計より

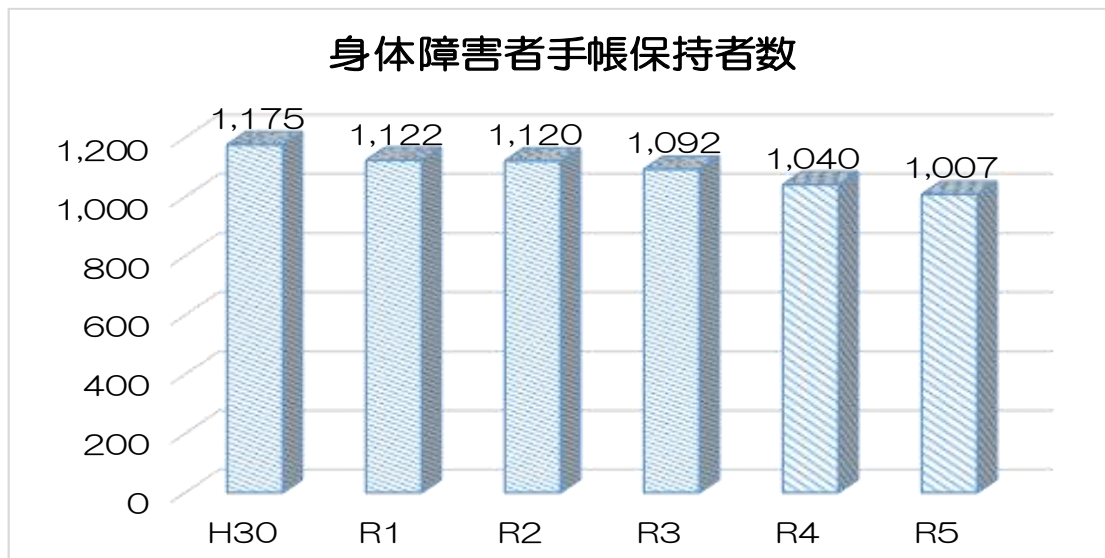
2 障がい者数の推移と推計

(1) 身体障がい者数の推移

身体障害者手帳保持者数は、人口減とともに年々減少しており、令和2年度と令和5年度の比較では、113名減少しています。

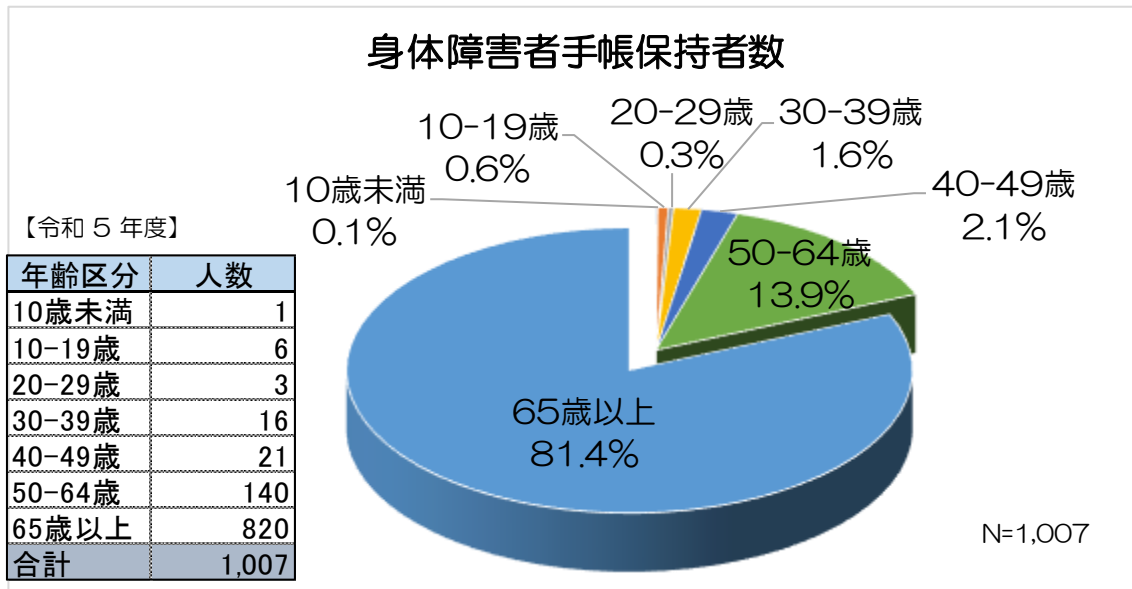
また、令和5年10月末時点で、81.4%が65歳以上の高齢者となっています。

<身体障害者手帳保持者数の推移>



*各年度3月末の数値（令和5年度は10月末の数値）

<身体障害者手帳保持者数年齢別内訳>

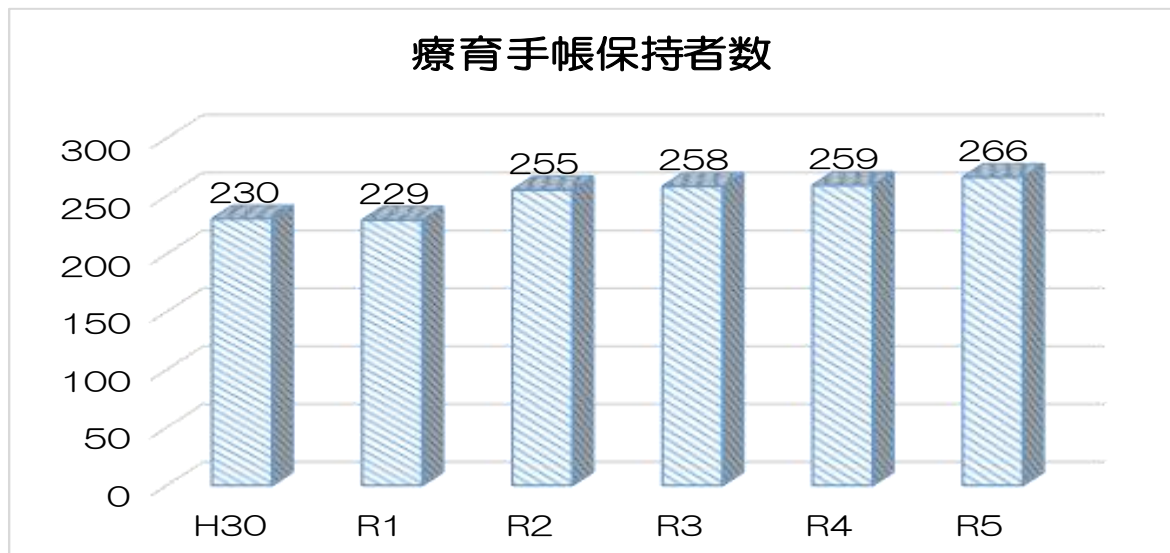


(2) 知的障がい者数の推移

療育手帳保持者数は令和2年度から令和5年度の比較では11名増加しており、若干増加で推移しています。

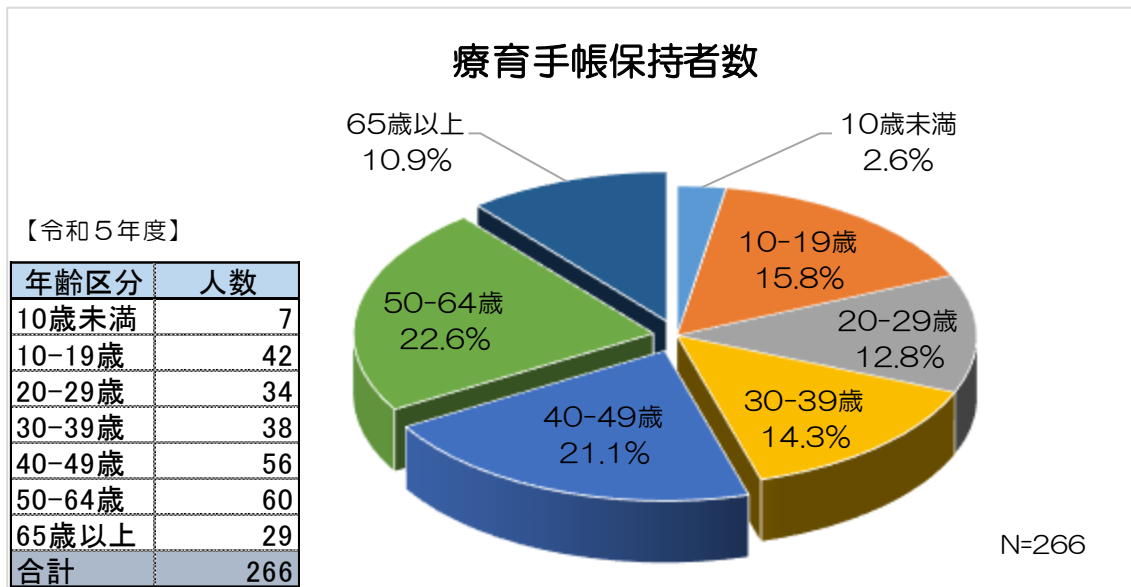
他の身体・精神障がい者と比較すると、手帳保持者の年齢層が若く、令和5年10月末時点で、40歳未満が121名と全体の45.5%となっています。

＜療育手帳保持者数の推移＞



*各年度3月末の数値（令和5年度は10月末の数値）

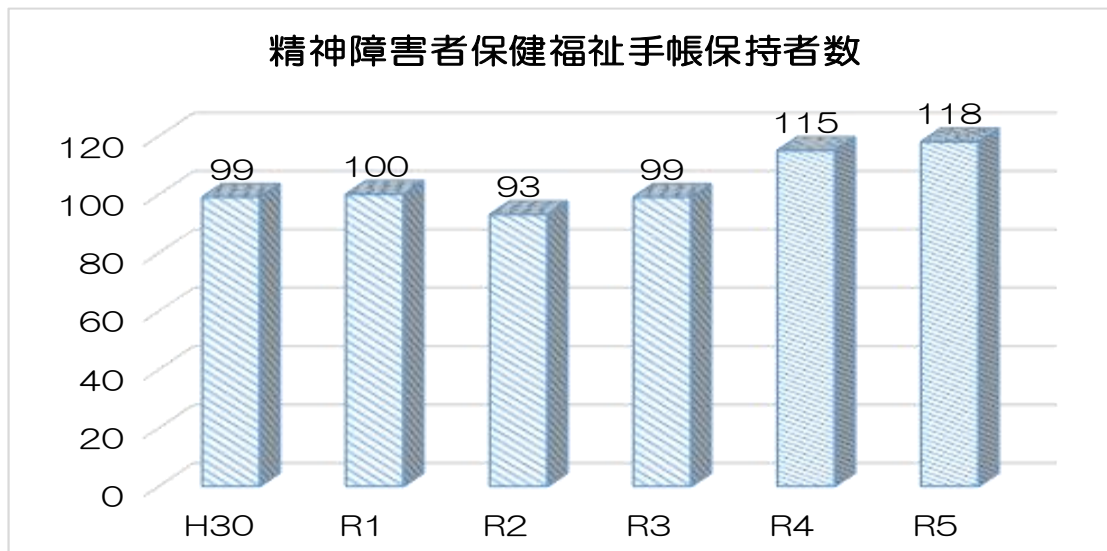
＜療育手帳保持者数年齢別内訳＞



（３）精神障がい者数の推移

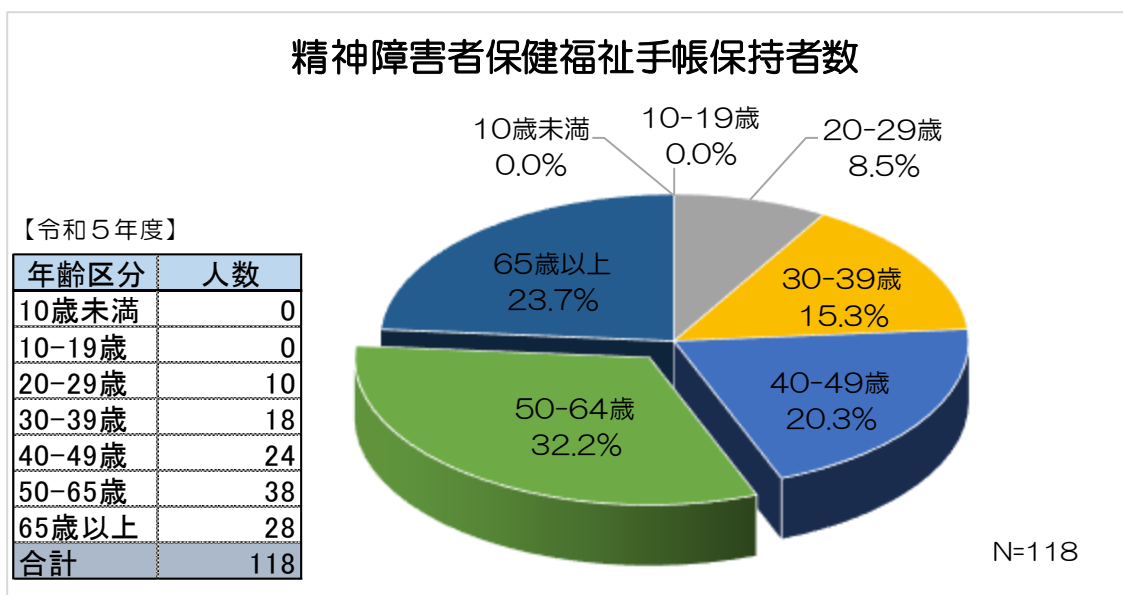
精神障害者保健福祉手帳保持者数は、令和２年度から令和５年度の比較では 25 名増加しており、令和５年１０月末時点で 118 名となっています。

＜精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移＞



*各年度３月末の数値（令和５年度は１０月末の数値）

＜精神障害者保健福祉手帳数年齢別内訳＞



（４）発達障がい者数の推移

発達障がい者は本人および周囲も「発達障がい」に気づいていない方も多くおり、厚生労働省が行った「平成２８年生活のしづらさなどに関する調査」によると、医師から発達障がいと診断された人は、全国で４８万１千名と推計されています。

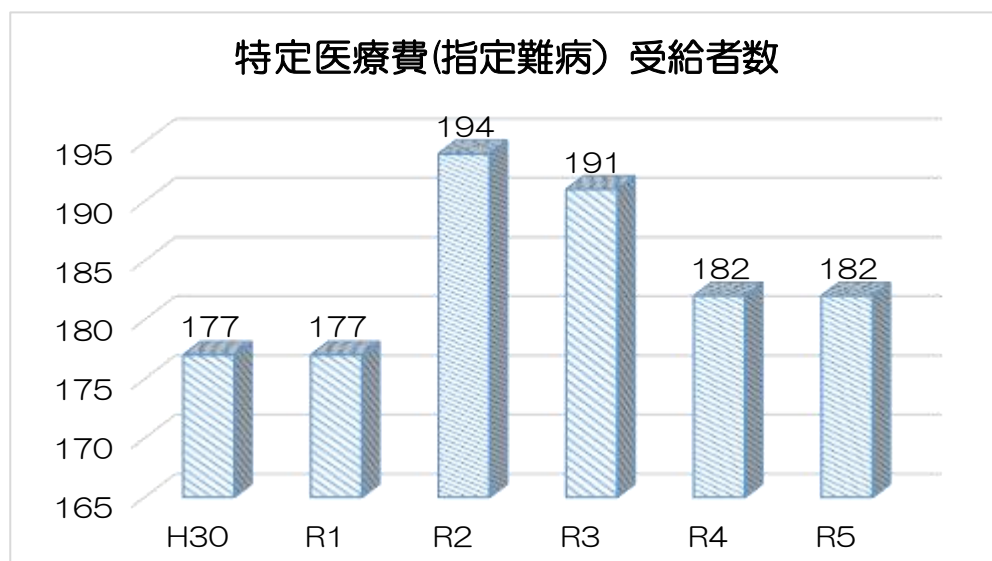
このうち、身体障害者手帳保持者の割合は７６．５％となっているほか、診断された方の日中の過ごし方の状況を見ると、６５歳未満では「学校に通っている」が３６．９％と最も高く、「家庭内で過ごしている」３２．０％、「障がい者通所サービスを利用」２３．０％、「障がい児通所施設」１９．７％などとなっています。

身体・知的障がいのような手帳制度がないため、全数は把握されていません。

（５）難病患者〈特定医療費受給者証所持者〉の推移

原因が不明で治療方法が確立していない難病について、特定医療費（指定難病）受給者数の年次推移をみると、近年は１８０～１９０名前後となっています。

令和５年１０月末現在では、１８２名となっています。



*各年度３月末の数値（令和５年度は１０月末現在の数値）

*平成２７年１月より５６疾患から１１０疾患へ、平成２７年７月から３０６疾患へ、平成２９年４月から３３０疾患へ、平成３０年４月から３３１疾患へ、令和元年７月から３３３疾患へ、令和３年１１月から３３８疾患となり、ここ数年で追加された疾病の中には、遺伝性の希少難病も多く含まれ対象者が拡大しています。

*平成２７年１月より名称が特定疾患医療受給者証から 特定医療費（指定難病）受給者証へ変更されています。

(6) 町内障がい福祉サービス事業の整備状況

サービス種類		事業所名	定員(人) R5.10 末時点	定員(人) R2.10 時点
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	白老町社協ホームヘルプステーション	—	—
		訪問介護どんぐり	—	—
		訪問介護ふくろう	—	—
	重度訪問介護	訪問介護どんぐり	—	—
		訪問介護ふくろう	—	—
日中活動系サービス	生活介護	北海道リハビリテーションセンター療護部	50	50
		北海道リハビリテーションセンター	60	60
		ポプリ	20	20
		愛泉園	20	20
		みらいえ	40	40
		社台福祉園	55	55
		社台やわらぎ園	45	45
		フロンティア	20	20
		ファミリーライフしらおい	20	未設置
		つなぐプラス	10	未設置
	就労継続支援 (A)	北海道きのこファーム	20	20
	就労継続支援 (B)	ポプリ	40	40
		フロンティア	20	20
		つなぐプラス	10	未設置
	児童発達支援	白老町子ども発達支援センター	10/日	10/日
		manaしらおい教室	15/日	10/日
		manaイコロ教室	15/日	未設置
	放課後等デイサービス	白老町子ども発達支援センター	10/日	10/日
		manaしらおい教室	15/日	10/日
		manaイコロ教室	15/日	未設置
	短期入所 (ショートステイ)	北海道リハビリテーションセンター	空床型	空床型
		地域生活支援センター あぷろ	1/日	1/日
		短期入所事業所 かのん	3/日	3/日
		社台やわらぎ園	3/日	3/日
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	地域生活支援センターあぷろ	98	98
		ほのぼの荘、そよ風、あおぞら、こもれび	39	38
		しおさい	12	12
	施設入所支援	北海道リハビリテーションセンター療護部	50	50
		北海道リハビリテーションセンター更生部	40	40
		社台福祉園	50	50
		社台やわらぎ園	40	40

第3章 第7期白老町障がい福祉計画

1 障がい福祉サービス及び相談支援の提供体制について

障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくために、提供体制の整備を進めます。

(1) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等となっている。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれていることや、難病患者等についても、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることの認識が広く進んでいないことから、その旨の周知を図っていきます。

(2) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりNPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験機会や緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保に努めていきます。

（３）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の構築の推進に取り組めます。

また、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- ① 属性にかかわらず地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ② ①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援
- ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保機能を備えた支援

（４）障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せて、それを担う人材の確保・定着を図る必要性があります。そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、町と事業所等が協同し人材確保に向けた取組を進めます。

（５）障がい者等に対する虐待の防止

町において虐待防止センターを中心として、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等の取組を行っています。指定障がい福祉サービス事業者等は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、虐待防止委員会の設置、従業者に対する研修の実施及び虐待の防止に関する担当者の配置等の措置を講じなければなりません。常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、虐待事案の未然防止及び早期発見のために、町と事業所等の連携をより一層進めていきます。

2 障がい者福祉サービス等の実績・見込み量

第6期障がい福祉計画（令和3～5年度）の見込み量と実績値を比較、検証し、第7期障がい福祉計画におけるサービス量を見込みます。

1 訪問系サービス

（1）居宅介護《ホームヘルプ》

居宅での入浴、排せつ、食事の介護など生活全般にわたる援助を行います。

（単位：上段 月延べ時間、下段 月利用実人数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	400 時間	400 時間	400 時間	300 時間	300 時間	300 時間
	18 名	18 名	18 名	18 名	18 名	18 名
実績	334 時間	273 時間	257 時間	-	-	-
	17 名	16 名	16 名	-	-	-

*実績欄の令和3、4年度は年度末実績。令和5年度については、10月実績。

見込量よりも下回りほぼ横ばいの人数で経過しています。今後も著しい増加は予測されませんが、現在在宅で利用されている方は、これからも利用が継続されることが見込まれるので、現状を基にした見込量としました。

（2）重度訪問介護

重度の肢体不自由者の常に介護を必要とする方に自宅で入浴、排せつ、食事の介護から外出時の移動支援までの総合的なサービスを行います。

（単位：上段 月延べ時間、下段 月利用実人数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	150 時間	150 時間	150 時間	150 時間	150 時間	150 時間
	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名
実績	0 時間	0 時間	0 時間	-	-	-
	0 名	0 名	0 名	-	-	-

*実績欄の令和3、4年度は年度末実績。令和5年度については、10月実績。

今まで実績はありませんでした。平成30年度法改正により、重度訪問介護の訪問先が拡大され、入院中の医療機関も含まれています。今後、利用が見込まれる可能性があるため、前計画と同数としました。

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方の外出時に同行し、移動の援護、また、その他の外出時に必要な援助を行います。

(単位：上段 月延べ時間、下段 月実利用人数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	15 時間	15 時間	15 時間	15 時間	15 時間	15 時間
	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名
実績	0 時間	0 時間	0 時間	-	-	-
	0 名	0 名	0 名	-	-	-

*実績欄の令和3、4年度は年度末実績。令和5年度については、10月実績。

白老町内では、同行援護を利用できる居宅介護事業所はありませんが、町外のグループホーム等に入居している方が必要時に利用されることがあります。

今後も町外での利用が見込まれることから、前計画と同数としました。

(現在、町内利用者は居宅介護の移送支援を利用しています)

(4) 行動援護

行動上著しい困難を有する人で常時介護を要する方に、危険回避のため必要な援護や外出時の移動の支援等を行います。

(単位：上段 月延べ時間、下段 月実利用人数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	15 時間	15 時間	15 時間	15 時間	15 時間	15 時間
	2 名	2 名	2 名	2 名	2 名	2 名
実績	0 時間	3 時間	4.5 時間	-	-	-
	0 名	1 名	1 名	-	-	-

*実績欄の令和3、4年度は年度末実績。令和5年度については、10月実績。

同行援護と同様に、白老町内では行動援護を利用できる事業所はありませんが、平成28年より、入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護の取扱いとして、移動時の行動援護利用が明記されています。現在、療養介護施設入所者の方が利用しており、今後も継続して利用が見込まれることから、前計画と同数としました。

（５） 重度障害者等包括支援

介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護等を包括的に提供します。

（単位：上段 月延べ時間、下段 月実利用人数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
見込量	〇 時間	〇 時間	〇 時間	〇 時間	〇 時間	〇 時間
	〇 名	〇 名	〇 名	〇 名	〇 名	〇 名
実績	〇 時間	〇 時間	〇 時間	-	-	-
	〇 名	〇 名	〇 名	-	-	-

*実績欄の令和３、４年度は年度末実績。令和５年度については、１０月実績。

第６期計画において実績はありませんでした。今後も利用者が見込まれないことから、見込みなしとしています。

２ 日中活動系サービス

（１）生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

（単位：上段 月延べ利用人数、下段 月実利用人数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
見込量	2,026 名	2,047 名	2,067 名	2,080 名	2,100 名	2,200 名
	100 名	101 名	102 名	103 名	104 名	105 名
実績	2,044 名	2,163 名	2,047 名	-	-	-
	103 名	110 名	102 名	-	-	-

*実績欄の令和３、４年度は年度末実績。令和５年度については、１０月実績。

見込量とほぼ同数の利用人数で経過しています。令和６年度以降もほぼ横ばいで推移していくことが想定されることから、現時点での利用者数を基に若干増の見込みとしました。

（２）自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある方に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

（単位：上段 月延べ利用人数、下段 月実利用人数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
見込量	０名	０名	０名	０名	０名	０名
	０名	０名	０名	０名	０名	０名
実績	０名	０名	０名	-	-	-
	０名	０名	０名	-	-	-

*実績欄の令和３、４年度は年度末実績。令和５年度については、１０月実績。

第６期計画において実績はありませんでした。今後も利用者が見込まれないことから、見込みなしとしました。

（３）自立訓練（生活訓練）

知的障がい、精神障がいのある方に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います。

（単位：上段 月延べ利用人数、下段 月実利用人数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
見込量	190名	190名	190名	60名	60名	60名
	10名	10名	10名	4名	4名	4名
実績	25名	39名	51名	-	-	-
	2名	2名	4名	-	-	-

*実績欄の令和３、４年度は年度末実績。令和５年度については、１０月実績。

近隣市町村や遠方の利用者もあり、利用期間が２年間と決まっていますが、利用は一定人数で推移しています。令和６年度以降も利用者は見込まれ、現時点での利用者数を基とした見込量としました。

（４）宿泊型自立訓練

知的障がい、精神障がいのある方に、居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

（単位：上段 月延べ利用人数、下段 月実利用人数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
見込量	153 名	153 名	153 名	153 名	153 名	153 名
	5 名	5 名	5 名	5 名	5 名	5 名
実績	62 名	100 名	185 名	-	-	-
	2 名	4 名	6 名	-	-	-

*実績欄の令和３、４年度は年度末実績。令和５年度については、１０月実績。

平成 29 年度、近隣市町村に事業所ができたこと、また遠方の施設利用者もあり、徐々に増えています。自立訓練（生活訓練）同様に、令和６年度以降も利用は見込まれますが、利用期間が２年間と決まっているため、前計画と同数としました。

（５）就労移行支援

一般企業で就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。

（単位：上段 月延べ利用人数、下段 月実利用人数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
見込量	44 名	44 名	44 名	44 名	44 名	44 名
	2 名	2 名	2 名	2 名	2 名	2 名
実績	0 名	0 名	0 名	-	-	-
	0 名	0 名	0 名	-	-	-

*実績欄の令和３、４年度は年度末実績。令和５年度については、１０月実績。

町内では就労移行支援を行っている事業所はなく、町外事業所も閉鎖するところが多くなっており、短期間町外で利用する方もおり、流動的に今後も利用が見込めることから、前計画と同数としました。

（６）就労継続支援（Ａ型）

一般企業での雇用が困難な方に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な支援を提供します。

（単位：上段 月延べ利用人数、下段 月実利用人数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
見込量	160 名	200 名	220 名	220 名	220 名	220 名
	8 名	10 名	12 名	11 名	11 名	11 名
実績	175 名	167 名	212 名	-	-	-
	8 名	8 名	10 名	-	-	-

*実績欄の令和３、４年度は年度末実績。令和５年度については、１０月実績。

見込量よりも若干減となっていますが、継続して利用されている方が大半で、実績は若干増加していることから、現時点での利用者数を基とした見込量としました。

（７）就労継続支援（Ｂ型）

一般企業での雇用が困難な方、一定年齢に達している方等に対し、一定の賃金水準のもとで就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援（雇用契約は結ばない）を提供します。

（単位：上段 月延べ利用人数、下段 月実利用人数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
見込量	1,546 名	1,587 名	1,628 名	1,500 名	1,500 名	1,500 名
	76 名	78 名	80 名	80 名	80 名	80 名
実績	1,443 名	1,460 名	1,443 名	-	-	-
	75 名	79 名	72 名	-	-	-

*実績欄の令和３、４年度は年度末実績。令和５年度については、１０月実績。

見込量とほぼ同数の方が利用されています。今後、大きな増減は想定されないことから、現状数を基にほぼ横ばいの見込量としました。

（８）就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を提供します。

（年間利用者数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
見込量	１名	１名	１名	１名	１名	１名
実績	０名	０名	１名	-	-	-

*実績欄の令和３、４年度は年度末実績。令和５年度については、１０月実績。

令和５年度に１名の方が利用しており、今後も就労移行支援からの移行が想定されるので、年１名と見込みました。

（９）療養介護

医療と通常介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

（年間利用者数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
見込量	８名	８名	８名	９名	９名	９名
実績	７名	８名	８名	-	-	-

*実績欄の令和３、４年度は年度末実績。令和５年度については、１０月実績。

見込量と同数の８名の方が利用しております。令和６年度以降も急な増減は見込まれませんが、在宅から移行する方を想定し１名増と見込みました。

（１０）短期入所（福祉型）《ショートステイ》

自宅で介護する方が病気などの場合に、施設への短期の入所による入浴、排せつまたは食事などの介護を行います。

（単位：上段 月延べ利用人数、下段 月実利用人数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
見込量	88 名	88 名	88 名	50 名	50 名	50 名
	8 名	8 名	8 名	10 名	10 名	10 名
実績	24 名	39 名	42 名	-	-	-
	8 名	10 名	9 名	-	-	-

*実績欄の令和３、４年度は年度末実績。令和５年度については、１０月実績。

見込量より利用人数は増えており、利用日数は少なく推移しています。

グループホーム入居や施設入所前に、慣らし利用や家族のレスパイト目的で利用している方もおり、今後も一定数の利用が見込めることから、現在の利用日数や人数を基とした見込量としました。

（１１）短期入所（医療型）《ショートステイ》

自宅で介護する方が病気などの場合に、病院等への短期の入所による入浴、排せつまたは食事などの介護を行います。

（単位：上段 月延べ利用人数、下段 月実利用人数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
見込量	０ 名	０ 名	０ 名	４ 名	４ 名	４ 名
	０ 名	０ 名	０ 名	１ 名	１ 名	１ 名
実績	０ 名	０ 名	４ 名	-	-	-
	０ 名	０ 名	１ 名	-	-	-

*実績欄の令和３、４年度は年度末実績。令和５年度については、１０月実績。

令和５年度から１名の方が利用しており、今後も継続して利用していくことを想定し、１名利用の見込量としました。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助《グループホーム》

共同生活援助は、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

※平成26年4月より共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活援助（グループホーム）へ一元化されました。

（単位：月実利用人数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	81名	83名	85名	92名	94名	96名
実績	85名	86名	90名	-	-	-

*実績欄の令和3、4年度は年度末実績。令和5年度については、10月実績。

見込量より若干増で推移しています。町外グループホームに入所する方も増えてきており、今後も居住支援のための機能充実が求められることから、年2名増と見込みました。

(2) 施設入所支援

施設に入所する方に、提供される入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

（単位：月実利用人数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	33名	33名	33名	33名	33名	33名
実績	31名	34名	34名	-	-	-

*実績欄の令和3、4年度は年度末実績。令和5年度については、10月実績。

見込量どおり入所人数は横ばいで推移しています。大幅な増減は今後も見込まれないことから、前計画と同数としました。

4 相談支援

(1) 計画相談支援

障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画書の作成を行います。

また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果を勘案してサービス等利用経過の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

(年間利用者数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	240名	243名	246名	240名	240名	240名
実績	235名	239名	236名	-	-	-

*実績欄の令和3、4年度は年度末実績。令和5年度については、10月実績。

利用実績はほぼ横ばいとなっております。今後も高等養護卒業生等の利用者が増えるが予測されますが、利用者の高齢化により介護保険に移行するケースも見込まれることから、現利用者数を基とした見込量としました。

(2) 地域相談支援（地域移行支援）

障がい者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

(年間利用者数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	1名	1名	1名	1名	1名	1名
実績	0名	0名	0名	-	-	-

*実績欄の令和3、4年度は年度末実績。令和5年度については、10月実績。

第6期計画において実績はありませんでしたが、施設入所者や長期病院入院者が地域生活に移行することが今後も想定されるので、1名見込みました。

（３）地域相談支援（地域定着支援）

居宅において単身等の状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態において相談等を行います。

（年間利用者数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
見込量	１名	１名	１名	１名	１名	１名
実績	０名	０名	０名	-	-	-

*実績欄の令和３、４年度は年度末実績。令和５年度については、１０月実績。

第６期計画において実績はありませんでしたが、施設入所者や長期病院入院者が地域生活に移行し生活を継続していく方、家族との同居から一人暮らしに移行した方等が対象となっており、今後も利用が想定されることから、１名見込みました。

地域生活支援事業

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を効率的・効果的にを行い、福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現のために、必要な事業を実施します。

1 事業内容

(1) 相談支援事業等

	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業
相談支援事業	障がい者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障がい福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整などを行い、相談支援体制やネットワークの構築を行う事業
① 障害者相談支援事業	福祉サービスに関する相談や情報提供など、福祉サービスを利用するにあたって必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見、権利擁護のために必要な援助
② 基幹相談支援事業	身体、知的、精神障がい者の総合的な相談や、地域の相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携の支援を行う、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である、基幹相談支援センターの運営事業など
③ 市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置
④ 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保障人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に関わる支援を行う事業
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障がい者で、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方や、成年後見制度を利用するための費用負担が困難な障がい者に対し、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う事業
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業

（２）意思疎通支援事業

	事業内容
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能などの障がいのため、意思疎通を図ることが困難な方に、手話通訳や要約筆記者の派遣、遠隔手話サービス活用を含む手話通訳の設置などを行う事業
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修する事業

（３）日常生活用具給付事業

具体的な種目	種目の内容
介護訓練支援用具	障がい者等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるイス等の用具
自立生活支援用具	障がい者等の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引や盲人用体温計等の障がい者等の在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品
住宅改修	手すりの取付け、床段差解消等、障がい者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修

（４）移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい者が社会生活を営む上で必要となる外出や余暇活動などの社会参加を促すため、外出時の移動を支援する事業

（５）地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動など、さまざまな活動を支援する場としての機能を強化し、障がい者の地域生活を支援する事業

(6) その他の事業

	事業内容
日中一時支援事業	日中介護者がいないため、支援が必要な障がい者の活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息や就労を支援する事業
重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業	意思疎通の困難な重度の障がい者が医療機関に入院する場合に、コミュニケーション支援事業従事者を派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図る事業
社会参加促進事業	就労、通院などのために自動車を取得、改造する場合にその経費の一部を助成したり、自動車免許を取得する場合、その一部を助成する事業
①自動車運転免許取得事業	身体障害者手帳を所持している方が運転免許証を取得する時、費用の一部を助成
②自動車改造助成事業	身体障害者手帳を所持している方が車を改造する時、費用の一部を助成
訪問入浴サービス事業	家庭において入浴が困難な身体障害者等に対し、訪問入浴車を派遣して訪問入浴サービスを行う事業

2 地域生活支援事業の実績及び見込み量

(1) 相談支援事業

現在、町内に相談支援事業所は、「身体、知的、精神、難病」を主に対象とした事業所が2か所（白老町相談支援事業所、相談支援事業所ゆから）、障がい児を対象としている事業所（白老町子ども発達支援センター）を1か所開設しています。

平成30年4月より、密度の高い支援を必要とする事例や相談内容が多岐に渡る事例に対応するために、専門性を備えた「基幹相談支援センター」を設置しました。

複合的な問題や支援を必要とされる方に、専門職が連携を取り重層的な支援ができるよう、支援体制の強化と質の向上を図ります。

(2) 意思疎通支援事業

聴覚障がいの方の意思疎通支援体制を整えるため、令和3年3月より町内3か所にタブレット端末を配置しております。令和5年度には「白老町手話言語条例」制定し、手話通訳派遣事業の利用促進、町内小中学校で手話講座を開催する等、積極的な事業展開を行うとともに、障がいのある方への理解を深めていきます。

(3) 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付申請の大半は排泄管理支援用具（ストーマ装具）となっています。近年の給付状況等から、同様の利用件数を見込みます。

(4) 移動支援事業

令和5年度実績は2名の利用があり、利用目的としては銀行や美容室等への外出が主となっており、今後も同様の利用者数と見込みます。

(5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は町内1か所にて実施しており、定員15名の利用者が日中の活動の場として利用されています。現在利用されている方が継続すると見込みます。

《実績・見込値》

		単位(人)	R3 年度	R4 年度	R5 年度 10月末現在	R6年度	R7年度	R8年度
			実績	実績	実績	見込	見込	見込
ア	理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施					
イ	自発的活動支援事業	実施有無	-	-	-	-	-	-
ウ 相談支援事業								
	① 障害者相談支援事業	設置数	3	3	3	3	3	3
	② 基幹相談支援センター	設置有無	1	1	1	1	1	1
	③ 市町村相談支援機能強化事業	実施有無	実施					
	④ 住宅入居等支援事業	実施有無	-	-	-	-	-	-
エ	成年後見制度利用支援事業	利用数	1	0	0	1	1	1
オ	成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	-	-	-	-	-	-
カ 意思疎通支援事業								
	① 手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	派遣回数	0	0	6	24	24	24
	② 手話奉仕員養成研修	登録者数	0	0	0	0	0	0
キ 日常生活用具給付事業								
	① 介護・訓練支援用具	件数	0	2	2	2	2	2
	② 自立生活支援用具	件数	8	2	6	5	5	5
	③ 在宅療養等支援	件数	1	0	2	2	2	2
	④ 情報・意思疎通支援	件数	1	1	6	3	3	3
	⑤ 排泄管理支援用具	件数	242	237	217	250	250	250
	⑥ 住宅改修	件数	2	0	0	1	1	1
ク	移動支援事業	利用人数	3	4	2	2	2	2
		延べ時間	11 時間	7.5 時間	4 時間	20 時間	20 時間	20 時間
ケ	地域活動支援センター事業	設置数	1	1	1	1	1	1
		利用人数	15	15	15	15	15	15

(6) その他の事業

①日中一時支援事業

利用者の状況に合わせ3か所の事業所と委託契約を締結し、本事業を実施しています。日中活動系サービス終了後や土曜日の利用が増えてきており、利用数増で見込みました。

②重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業

利用はありませんが、1名の利用を見込みます。

③社会参加促進事業

自動車改造助成事業については年1件の実績がありました。自動車運転免許取得事業及び自動車改造助成事業ともに、1件と見込みます。

④訪問入浴サービス事業

令和5年度より1名の利用実績があり、今後も利用することが見込まれるため1名とします。

《実績・見込値》

			単位(人)	R3 年度	R4 年度	R5 年度 10月末現在	R6年度	R7年度	R8年度
				実績	実績	実績	見込	見込	見込
コ	日中一時支援事業	利用月数		12	12	7	12	12	12
		利用年件数		417	464	325	500	500	500
サ	重度障がい者等入院時コミュニケーション事業	利用月数		0	0	0	1	1	1
シ 社会参加促進事業									
	(1) 自動車運転免許取得事業	利用年件数		0	0	0	1	1	1
	(2) 自動車改造助成事業	利用年件数		0	1	0	1	1	1
ス	訪問入浴サービス事業	利用月数		0	0	1	1	1	1

第4章 第3期白老町障がい児福祉計画

1 目標の設定について

児童福祉法の改正により、平成30年度から市町村は基本指針に即して障害児通所支援や相談支援などの提供体制の確保等に関する実施計画を策定することが義務付けられたことから、障がい児福祉サービス等の数値目標を掲げ、目標達成に向けた取組をしてきました。この度、第2期計画の計画期間が終了することから、国の基本指針及び北海道の基本方針に基づき、新たなサービスの追加や目標値の見直しを行い、今後の障がい児支援の提供体制を次のとおり整備していきます。

障がい児福祉計画の策定に係る国の基本指針及び北海道障がい児福祉計画に基づき、障がい児支援の提供体制の整備等に関し、次のとおりとします。

《国の基本指針》

- ・児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所設置
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築
- ・難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は圏域に少なくとも1か所確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
- ・障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置（新）

《町の現状と考え方》

障がいのある子どもについては、教育、保育等の利用状況を踏まえ、障害児通所支援等の専門的な支援を受ける体制を確保するとともに、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要です。その方策として、地域支援体制の構築、保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加、包括（インクルージョン）の推進、特別な支援が必要な子どもへの支援体制の整備、障がい児相談支援への提供の確保などが考えられます。

本町においては、民間の事業所の開設により療育や日常生活の充実、医療的ケア児等コーディネーターを配置するなど相談支援体制の充実と強化を図ってきました。今後も子ども発達支援センターが中心となり、必要に応じた適切な支援を行って参ります。

2 障がい児福祉サービス等の実績・見込み量

(1) 児童発達支援

・個別療育

ひとりひとりのお子さんに合わせて、週に1回から2回の療育を行います。

・グループ療育

リズム遊び、サーキット遊びなどを通してスムーズな身体の動かし方や危険認知の理解などの力を育てることをねらいとしています。また、ルールのある遊び・感覚遊びでは、相手の行動に合わせる力や感覚刺激を受け止めることをねらいとしています。

(単位：上段 月延べ利用人数、下段 月実利用人数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	120名	120名	120名	100名	100名	100名
	35名	35名	35名	30名	30名	30名
実績	90名	105名	93名	-	-	-
	32名	40名	28名	-	-	-

*実績欄の令和3、4年度は年度末実績。令和5年度については、10月実績。

コロナ禍ではありましたが、計画見込量と近似値の実績でした。

未就学児を対象としたサービスで、町内の出生数も減少傾向にあり、今後増加することは考えにくいと判断し、現利用児数を基とした見込量としました。

（２）放課後等デイサービス

学校に通学中の支援を必要としているお子さんを対象に、放課後等において生活能力向上のための療育や自立支援と日常生活の充実のための活動を行います。

（単位：上段 月延べ利用人数、下段 月実利用人数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
見込量	540 名	576 名	612 名	500 名	520 名	540 名
	30 名	32 名	34 名	42 名	44 名	46 名
実績	341 名	411 名	483 名	-	-	-
	32 名	38 名	40 名	-	-	-

*実績欄の令和３、４年度は年度末実績。令和５年度については、１０月実績。

令和２年６月に民間の事業所が開設され、利用児数は大幅増となりました。小学生から高校（高等養護）卒業まで、原則利用できるサービスで今後も利用は増えると予測されることから、現利用数から毎年２名増の見込量としました。

（３）保育所等訪問支援

保育、幼稚園等に通う子どもに対して、療育指導を実施する施設の指導員が、実際に通う保育所等を訪問して集団療育等の専門的な支援を行います。

（単位：上段 月延べ利用人数、下段 月実利用人数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
見込量	—	—	—	検討中		
	—	—	—			
実績	-	—	—	-	-	-
	—	—	—	-	-	-

*実績欄の令和３、４年度は年度末実績。令和５年度については、１０月実績。

現在、保育所等訪問支援を行っている事業所はなく、見込量、実績ともにありませんが、療育機関が年数回定期的に園を訪問し、対象児の行動観察を行い、保育士等への関わり方のアドバイスなど支援を行っています。

今後はニーズに応じ、実施基準を満たす体制の整備を検討していきます。

(4) 障がい児相談支援

障がい児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス等)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後は、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います。

(年間利用者数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	52 名	54 名	56 名	84 名	86 名	88 名
実績	65 名	82 名	82 名	-	-	-

*実績欄の令和3、4年度は年度末実績。令和5年度については、10月実績。

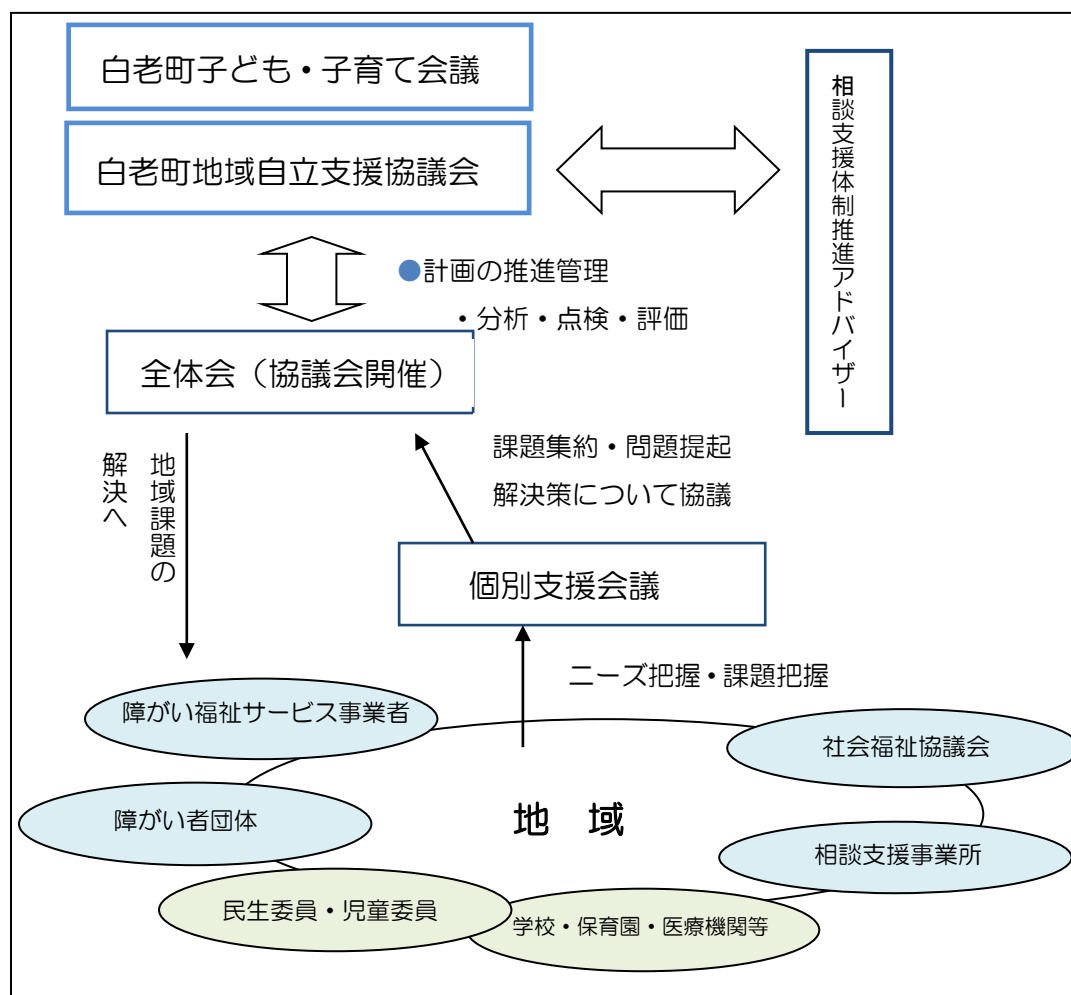
令和2年5月に町内に民間の児童発達支援・放課後デイサービス事業所が開設され、利用児数は増加となりました。今後も利用児は増加すると予測されることから、現利用児数から毎年2名増の見込量としました。

第5章 計画の推進管理

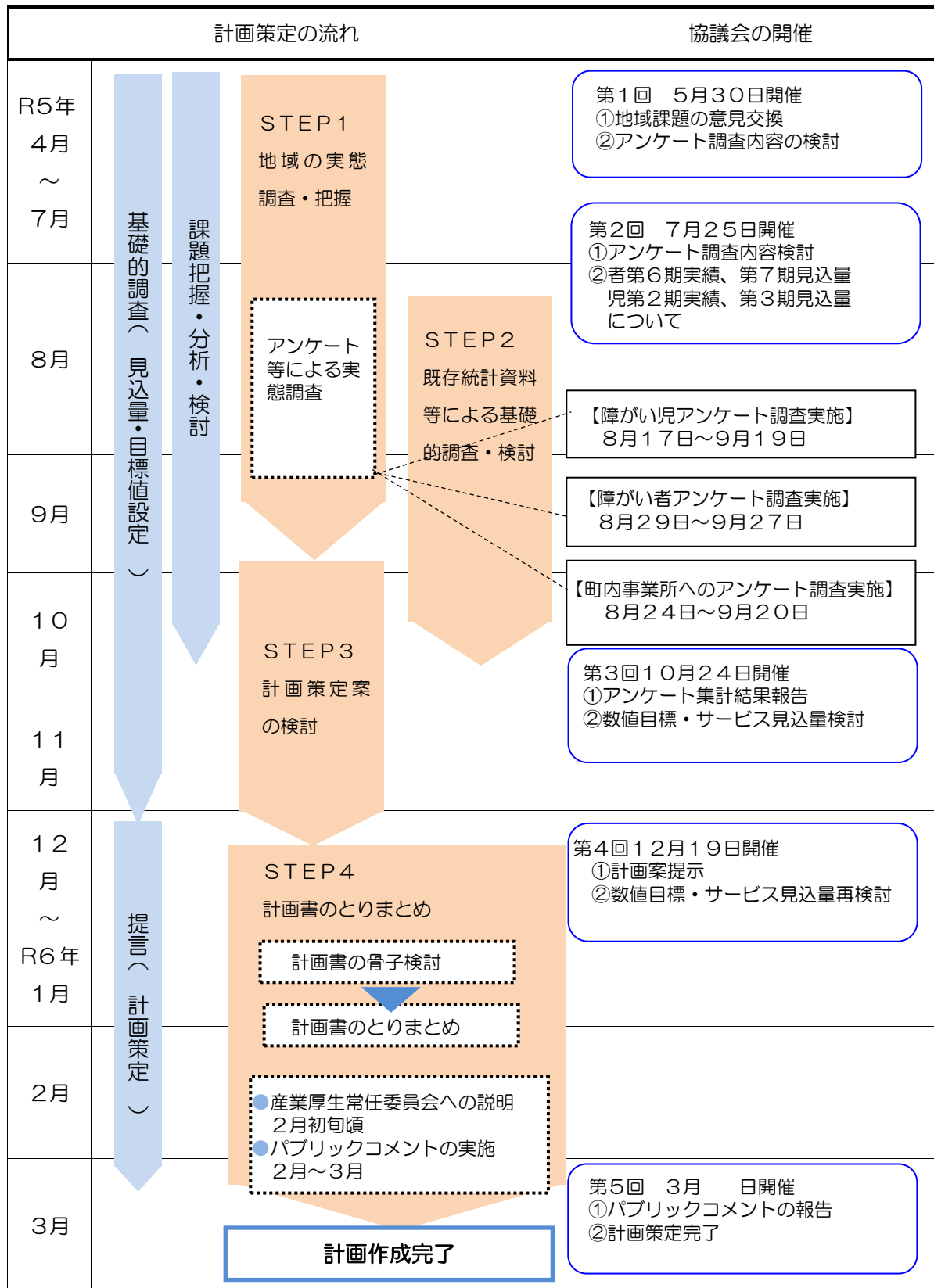
● 計画の推進管理

この計画を進めていく内容は、福祉、保健、医療、教育、住宅、雇用、生活環境等、生活のあらゆる場面にわたっており、その理念を実現していくためには、さまざまな団体や市民の参画が不可欠です。その中心を担うのは、地域の障がいのある方に関する関係機関等から成る組織である「白老町地域自立支援協議会」となります。

また、本計画の取組やサービスの実行性を高めるためには、計画の進捗状況や取り組み内容の充実、見込み量やその確保のための方策のあり方について、当事者や関係団体の意見やニーズを把握に努め、適宜、計画内容の検証を進め、次期計画の策定へとつなげていきます。



計画策定の経過



白老町地域自立支援協議会委員名簿

	委員氏名	所 属
会 長	堂 前 文 男	身体障がい者福祉協会白老町支部 支部長
副 会 長	熊 谷 延 代	しらおい障がい者と手をつなぐ会 会長
委 員	尾 美 香	白老町精神障害者家族会（はまなす会）会長
委 員	庭 山 了	白老町社会福祉協議会 常務理事
委 員	佐 藤 秀 幸	北海道リハビリテーションセンター療護部 相談課長
委 員	一 間 新 平	白老宏友会「みらいえ」 施設長
委 員	吉 田 末 治	白老町民生委員児童委員協議会 会長
委 員	吉 田 和 子	白老町婦人団体連絡協議会 会長

●事務局員

所 属	職 名	氏 名
健 康 福 祉 課	課 長	渡 辺 博 子
	主 査	浦 木 千 織
	主 査（社会福祉士）	山 越 大 二
子 育 て 支 援 課	課 長	斉 藤 大 輔
	子ども発達支援センター長	鈴 木 晶

障がい者・障がい児アンケート及び 町内障がい福祉サービス提供法人・事業所等アンケート調査結果

本計画の策定にあたって、障害者手帳所持者及び難病患者計３００名、発達に支援が必要な児童及びそのご家族の皆様１００名に対し町民アンケート調査を実施。

また、町内障がい福祉サービス提供法人・事業所等に対しアンケート調査を実施し、障がいのある方が抱える課題や今後の取り組みなどについて実態調査を行いました。

【障がい者アンケート】・・・資料１

実 施 日 令和５年８月２９日～９月２７日

対 象 者 １８歳以上の町民で、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳所持者
難病患者より無作為抽出

回 収 状 況 回収数１５２／配布数３００ （回収率 ５０.７％）

【障がい児アンケート】・・・資料２

実 施 日 令和５年８月１７日～９月１９日

対 象 者 児童発達支援・放課後等デイサービス利用児童の保護者、小中学校特別支援
学級通級児童の保護者

回 収 状 況 回収数 ７４／配布数１００ （回収率 ７４.０％）

【事業所アンケート調査】・・・資料３

実 施 日 令和５年８月２４日～９月２０日

対象事業所 町内障がい福祉サービス提供法人・事業所等、福祉有償運送事業所

回 収 状 況 回収数 ９／配布数 １３ （回収率 ６９.３％）

《調査概要》

障がいのある方の福祉に関する計画をつくるにあたり、このアンケートを実施しました。

- ① 調査対象
＞ 18歳以上の白老町民で、障がいのある方
- ② 調査対象人数
＞ 300人 身体障害者手帳210名、精神保健福祉手帳40名、療育手帳40名
(各手帳所持者より無作為抽出)、難病患者10名
- ③ 調査方法
＞ 郵送による調査(視覚障害者4名手渡し、聞き取り)
- ④ 調査期間
＞ 発送：令和5年8月29日(火) 締切：令和5年9月27日(水)
- ⑤ 回収数(率)
＞ 152枚(50.7%)



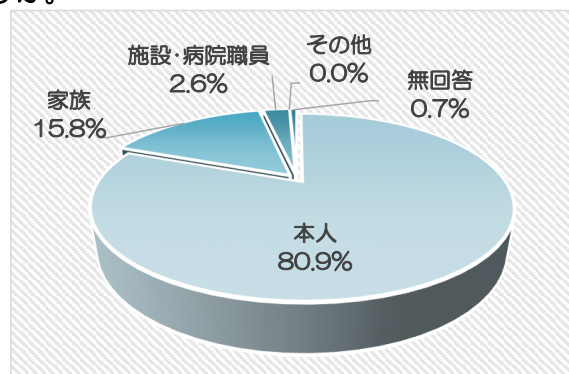
《調査結果》

1 回答者の属性

問1. このアンケートにお答えいただくのはどなたですか。

回答者	件数	%
本人	123	80.9%
家族	24	15.8%
施設・病院職員	4	2.6%
その他	0	0.0%
無回答	1	0.7%

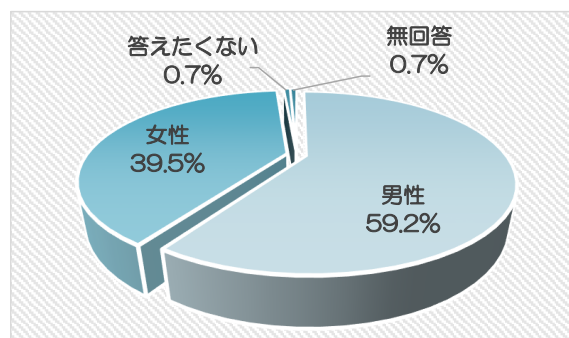
※合計が100%とならない場合があります。



問2. あなたの性別を教えてください。

性別	件数	%
男性	90	59.2%
女性	60	39.5%
答えたくない	1	0.7%
無回答	1	0.7%

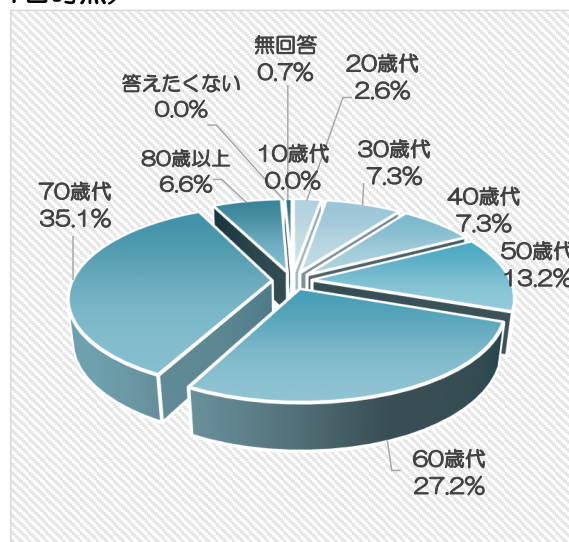
※合計が100%とならない場合があります。



問3. あなたの年代を教えてください。（令和5年8月1日時点）

年代	件数	%
10歳代	0	0.0%
20歳代	4	2.6%
30歳代	11	7.3%
40歳代	11	7.3%
50歳代	20	13.2%
60歳代	41	27.2%
70歳代	53	35.1%
80歳以上	10	6.6%
答えたくない	0	0.0%
無回答	1	0.7%

※合計が100%とならない場合があります。

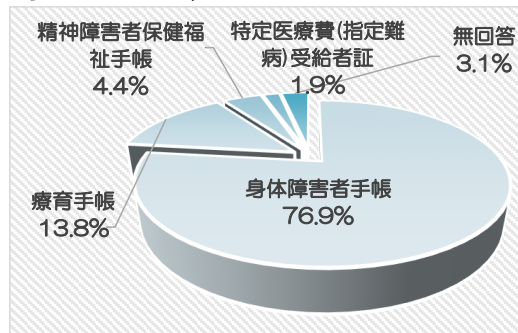


「70歳代」(35.1%)が最も多く、以下「60歳代」(27.4%)、「50歳代」(13.2%)の順となっている。

問4. あなたは次のうち、どの手帳をお持ちですか。（該当する全てに○）

種類	件数	%
身体障害者手帳	123	76.9%
療育手帳	22	13.8%
精神障害者保健福祉手帳	7	4.4%
特定医療費(指定難病)受給者証	3	1.9%
無回答	5	3.1%

※合計が100%とならない場合があります。

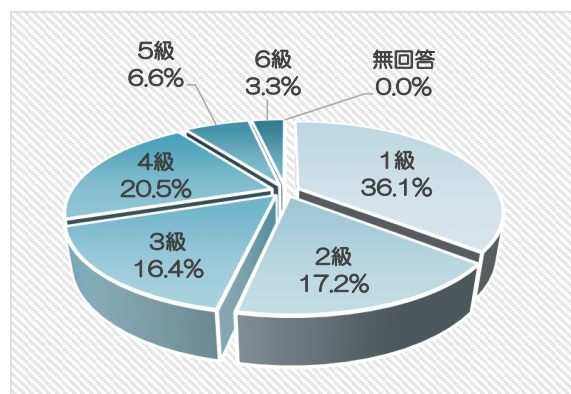


▶「身体障がい者手帳」をお持ちの方にお伺いします。

▷問4-①. 障がい等級は何級ですか。

等級	件数	%
1級	44	36.1%
2級	21	17.2%
3級	20	16.4%
4級	25	20.5%
5級	8	6.6%
6級	4	3.3%
無回答	0	0.0%

※合計が100%とならない場合があります。

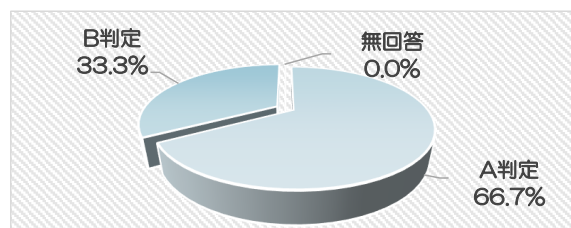


▶「療育手帳」をお持ちの方にお伺いします。

▷問4-②. 障がい判定は何判定ですか。

判定	件数	%
A判定	14	66.7%
B判定	7	33.3%
無回答	0	0.0%

※合計が100%とならない場合があります。

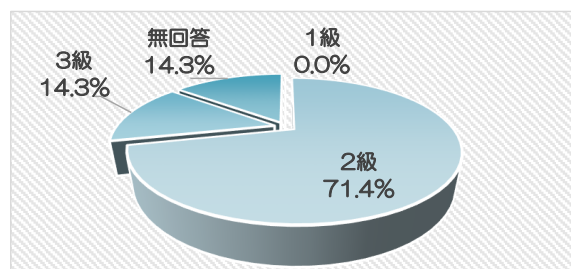


▶「精神障がい者保健福祉手帳」をお持ちの方にお伺いします。

▷問4-③. 障がい等級は何級ですか。

等級	件数	%
1級	0	0.0%
2級	5	71.4%
3級	1	14.3%
無回答	1	14.3%

※合計が100%とならない場合があります。



回答数は「身体障がい者手帳」(76.9%)が最も多く、以下「療育手帳」(13.4%)、

「精神障がい者保健福祉手帳」(4.4%)の順となっている。

身体障がい者手帳をお持ちの方のうち、等級は「1級」(36.1%)が最も多く、以下「4級」(20.5%)、「2級」(17.2%)の順となっている。

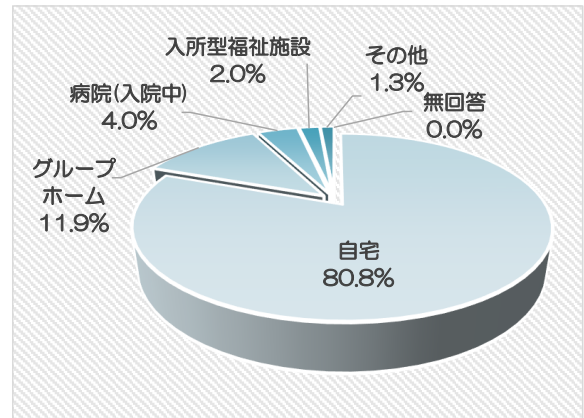
療育手帳をお持ちの方のうち、判定は「A判定」(66.7%)が最も多く、「B判定」(33.3%)となっている。

精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方のうち、等級は「2級」(71.4%)が最も多く、「3級」(14.3%)となっている。

問5. 現在、あなたはどこで生活をされていますか。

拠点	件数	%
自宅	122	80.8%
グループホーム	18	11.9%
病院(入院中)	6	4.0%
入所型福祉施設	3	2.0%
その他	2	1.3%
無回答	0	0.0%

※合計が100%とならない場合があります。



「自宅」(80.8%)が最も多く、以下「グループホーム」(11.9%)、「病院(入院中)」(4.0%)の順となっている。

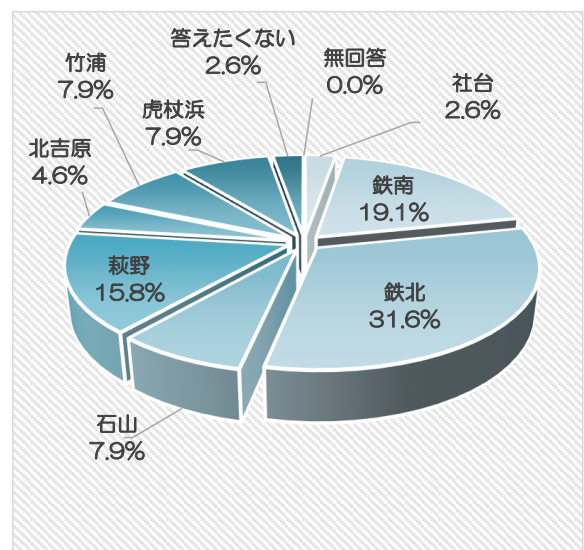
問6. あなたのお住まいの地域を教えてください。

地域	件数	%
社台	4	2.6%
鉄南(※2)	29	19.1%
鉄北(※3)	48	31.6%
石山	12	7.9%
萩野	24	15.8%
北吉原	7	4.6%
竹浦	12	7.9%
虎杖浜	12	7.9%
答えたくない	4	2.6%
無回答	0	0.0%

※合計が100%とならない場合があります。

※2 日の出町、東町、大町、高砂町

※3 若草町、末広町、緑丘、栄町、本町、陣屋町、緑町、字白老

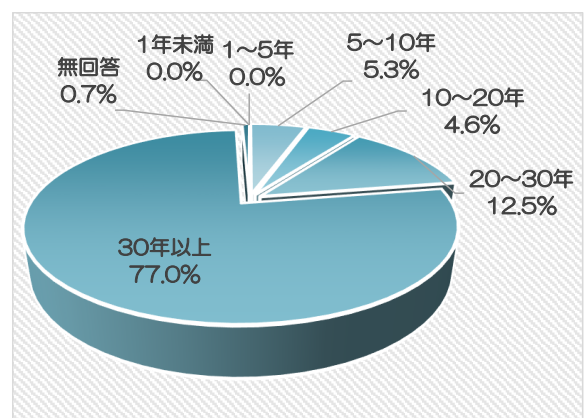


「鉄北」(31.6%)が最も多く、以下「鉄南」(19.1%)、「萩野」(15.8%)の順となっている。

問7. 白老町に住んで通算何年になりますか。

年数	件数	%
1年未満	0	0.0%
1～5年	0	0.0%
5～10年	8	5.3%
10～20年	7	4.6%
20～30年	19	12.5%
30年以上	117	77.0%
無回答	1	0.7%

※合計が100%とならない場合があります。



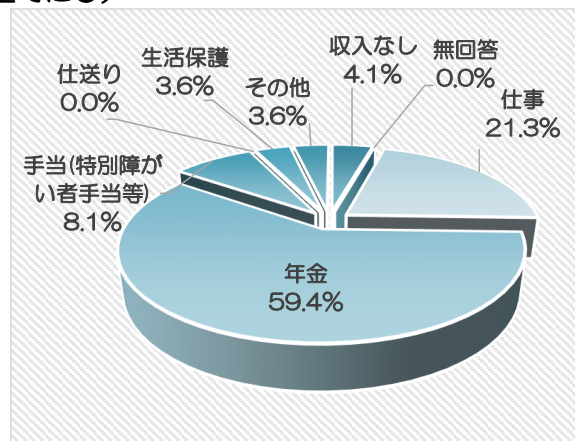
「30年以上」(77.0%)が最も多く、以下「20～30年」(12.5%)、「5～10年」(5.3%)の順となっている。

2 生活について

問8. あなたの収入の種類はどれですか。（該当する全てに○）

回答	件数	%
仕事	42	21.3%
年金	117	59.4%
手当(特別障がい者手当等)	16	8.1%
仕送り	0	0.0%
生活保護	7	3.6%
その他	7	3.6%
収入なし	8	4.1%
無回答	0	0.0%

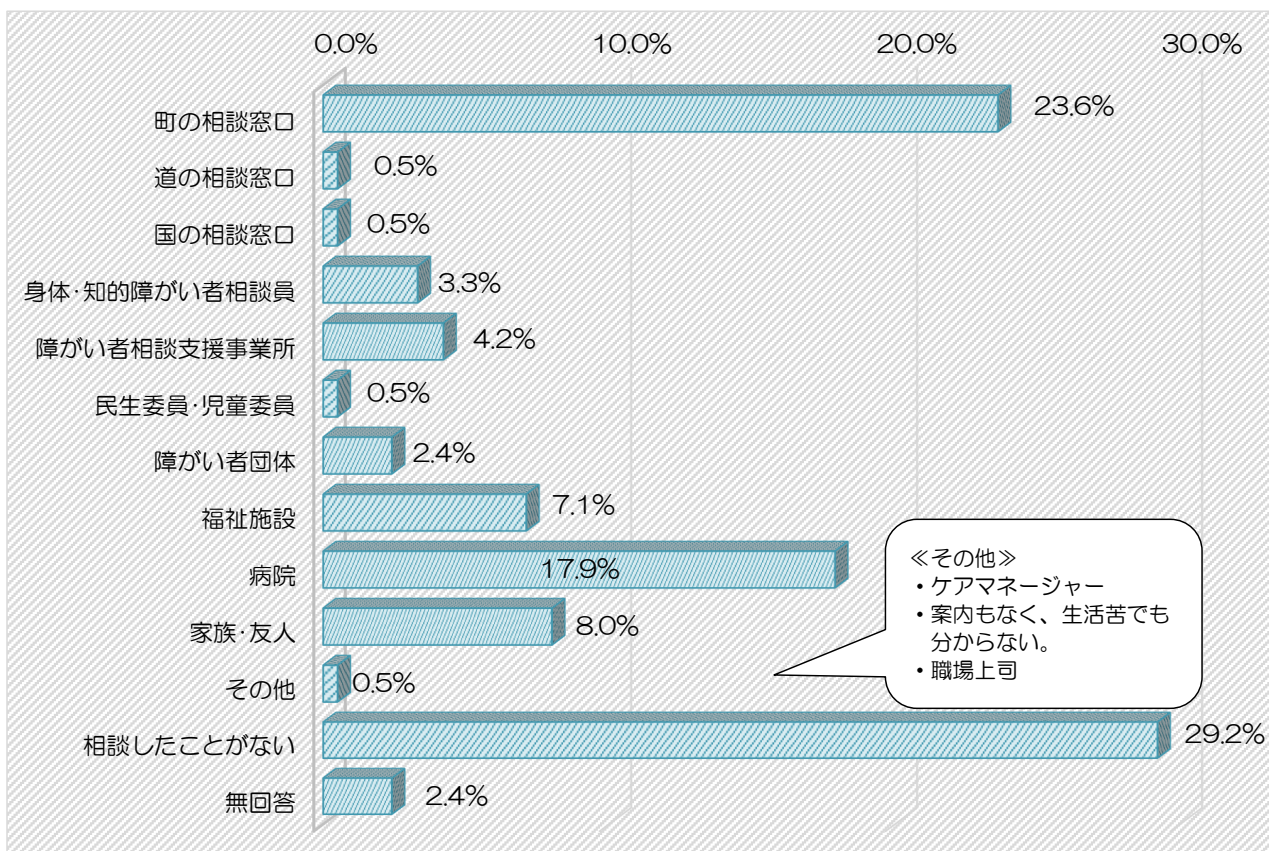
※合計が100%とならない場合があります。



「年金」(59.4%)が最も多く、以下「仕事」(21.3%)、「手当」(8.1%)の順となっている。

問9. あなたや家族は障がい福祉に関して、どこに相談をしたことがありますか。

（該当する全てに○）



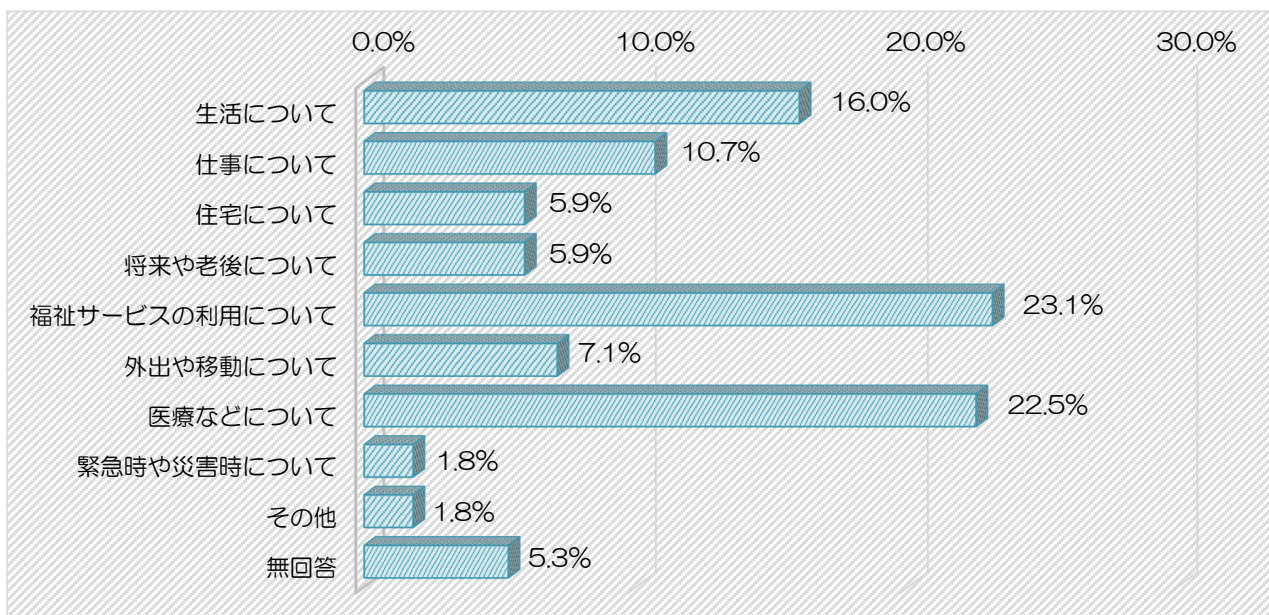
※合計が100%とならない場合があります。

※表示の便宜上、最大値を30.0%としています。

「相談したことがない」(29.2%)が最も多く、以下「町の相談窓口」(23.6%)、「病院」(17.9%)の順となっている。

▶問9で相談先をお答えいただいた方にお伺いします。

問10. どのような内容の相談をしましたか。（該当する全てに○）

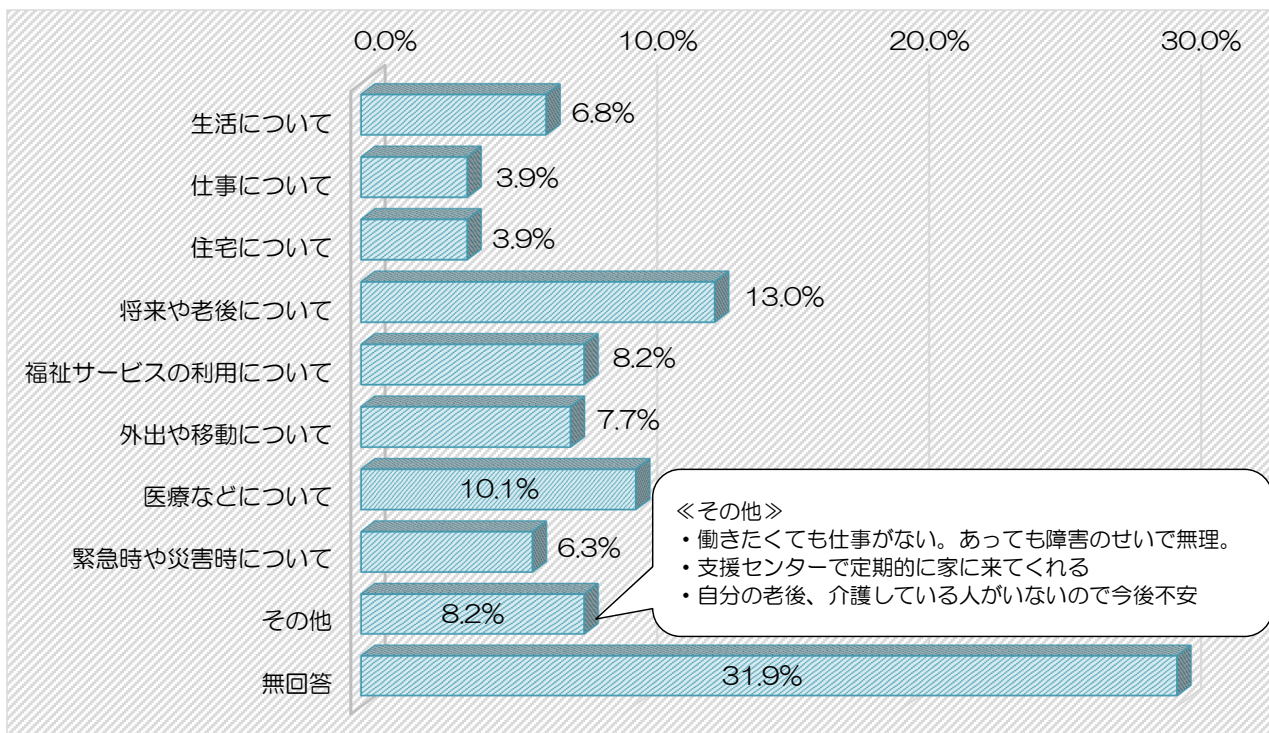


※合計が100%とならない場合があります。

※表示の便宜上、最大値を30.0%としています。

「福祉サービスの利用について」(23.1%)が最も多く、以下「医療などについて」(22.5%)、「生活について」(16.0%)の順となっている。

問11. 現在悩んでいることや相談したいことはありますか。（該当する全てに○）



※合計が100%とならない場合があります。

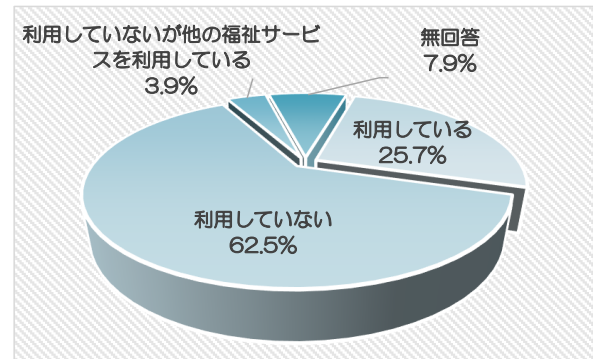
※表示の便宜上、最大値を30.0%としています。

「無回答」(31.9%)が最も多く、以下「将来や老後について」(13.0%)、「医療などについて」(10.1%)の順となっている。

問12. あなたは現在、障がい福祉サービスを利用していますか。（〇は1つ）

回答	件数	%
利用している	39	25.7%
利用していない	95	62.5%
利用していないが他の福祉サービスを利用している	6	3.9%
無回答	12	7.9%

※合計が100%とならない場合があります。



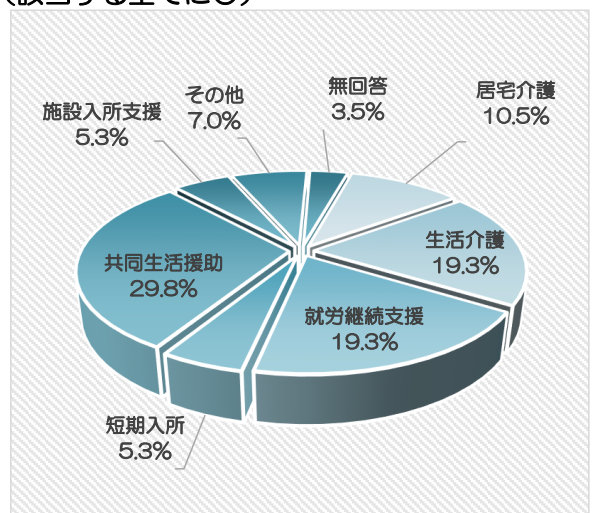
「利用していない」(62.5%)が最も多く、以下「利用している」(25.7%)、「利用していないが他の福祉サービスを利用している」(3.9%)の順となっている。

▶問12で「利用している」とお答えいただいた方にお伺いします。

問12-①. どのようなサービスを利用していますか。（該当する全てに〇）

回答	件数	%
居宅介護	6	10.5%
生活介護	11	19.3%
就労継続支援	11	19.3%
短期入所	3	5.3%
共同生活援助	17	29.8%
施設入所支援	3	5.3%
その他	4	7.0%
無回答	2	3.5%

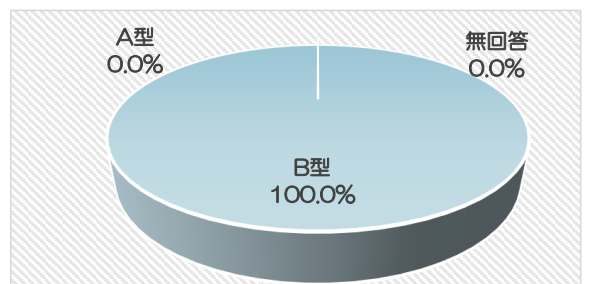
※合計が100%とならない場合があります。



▶「就労継続支援」のサービスを利用している方にお伺いします。

▷ サービスは何型ですか。

回答	件数	%
A型	0	0.0%
B型	11	100.0%
無回答	0	0.0%



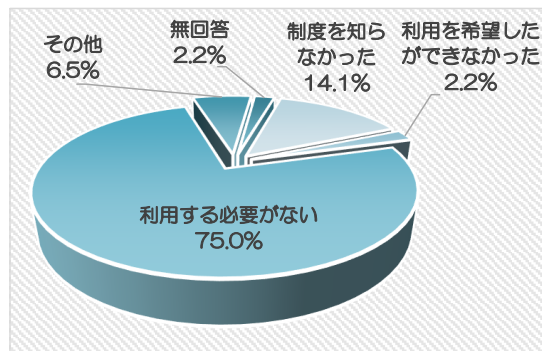
「共同生活援助」(29.8%)が最も多く、以下同数で「就労継続支援」と「生活介護」(19.3%)の順となっている。就労継続支援を利用しているの方は、すべて「B型」(100.0%)となっている。

▶問12で「利用していない」とお答えいただいた方にお伺いします。

問12-②. 利用していない理由は何ですか。（該当する全てに○）

回答	件数	%
制度を知らなかった	13	14.1%
利用を希望したができなかった	2	2.2%
利用する必要がない	69	75.0%
その他	6	6.5%
無回答	2	2.2%

※合計が100%とならない場合があります。



「利用する必要がない」(75.0%)が最も多く、以下「制度を知らなかった」(14.1%)、「その他」(6.5%)の順となっている。

▶問12-②で「その他」と答えた方の理由を教えてください。

- 入院が必要な場合の制度
- 今は利用していないが、将来はわからない。
- 自宅で生活できているから
- 入院中
- 利用できるサービスがない
- 信用出来無い
- 今の所自分で何とか出来るが、今後の事が心配です。



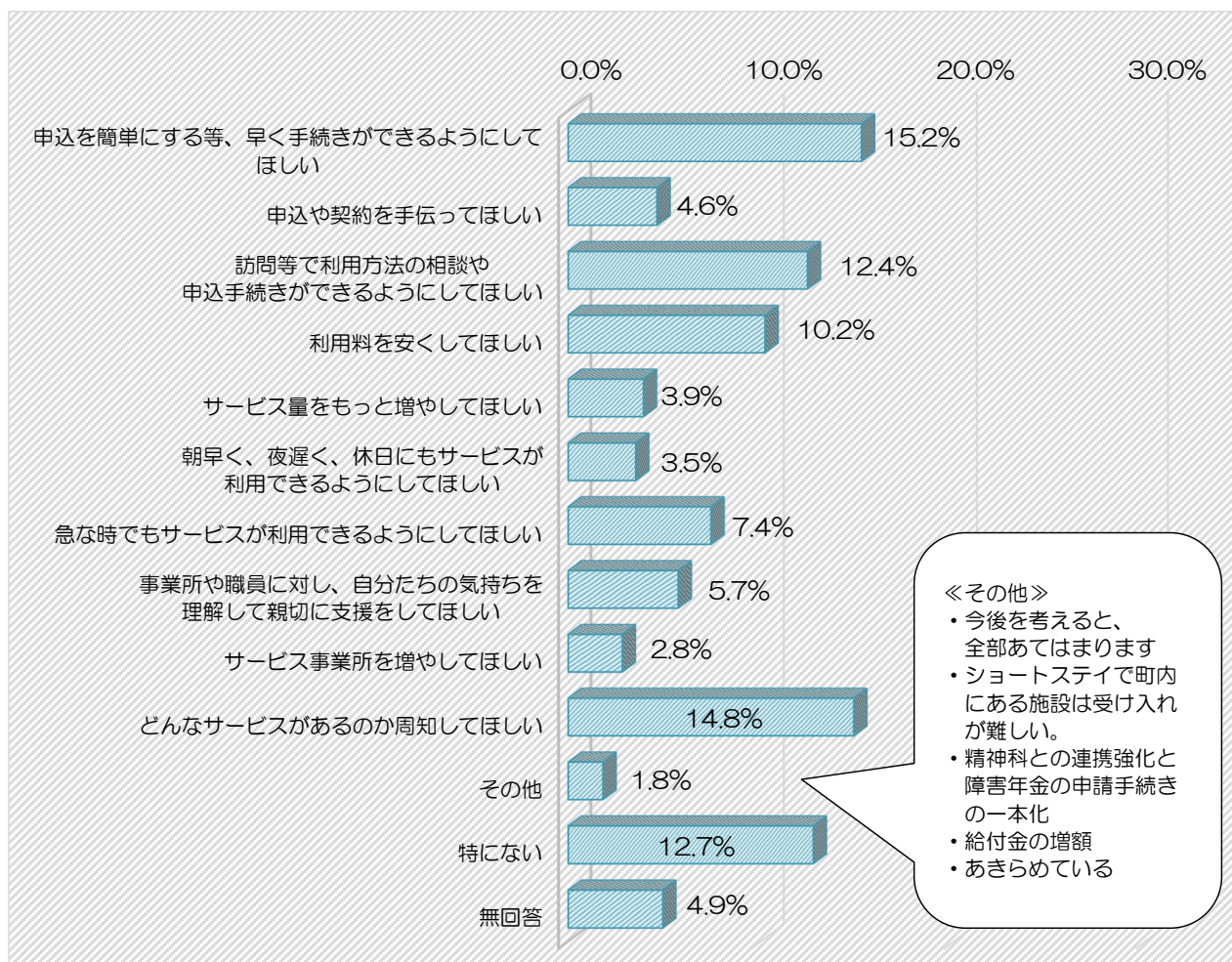
▶問12で「利用していないが介護保険制度など他の福祉サービスを利用している」とお答えいただいた方にお伺いします。

問12-③. どのようなサービスを利用していますか。

- デイサービス
- 訪問リハビリ
- リハビリデイサービスへ週2回



問13. 今後、障がい福祉サービスをもっと利用しやすくするためには、どうしたらよいと思いますか。（該当する全てに○）

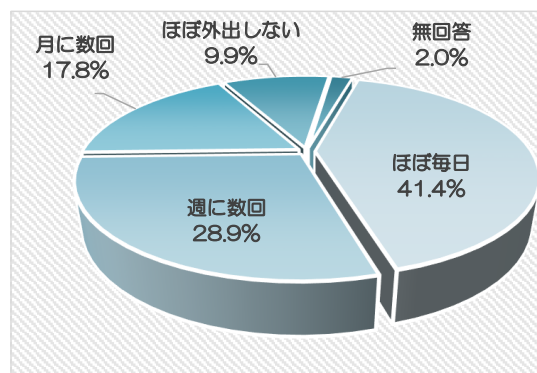


「申込を簡単にする等、早く手続きができるようにしてほしい」（15.2%）が最も多く、以下「どんなサービスがあるのか周知してほしい」（14.8%）、「特にない」（12.7%）の順となっている。

問14. あなたの外出（通勤・通学含む）回数はどのくらいですか。（○は1つ）

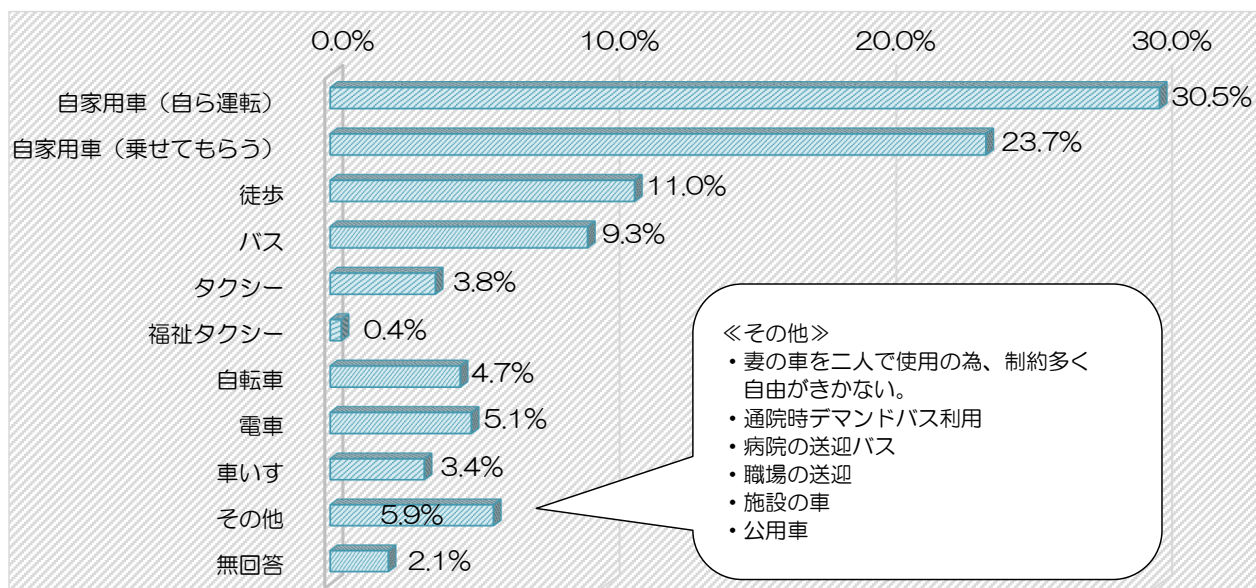
回答	件数	%
ほぼ毎日	63	41.4%
週に数回	44	28.9%
月に数回	27	17.8%
ほぼ外出しない	15	9.9%
無回答	3	2.0%

※合計が100%とならない場合があります。



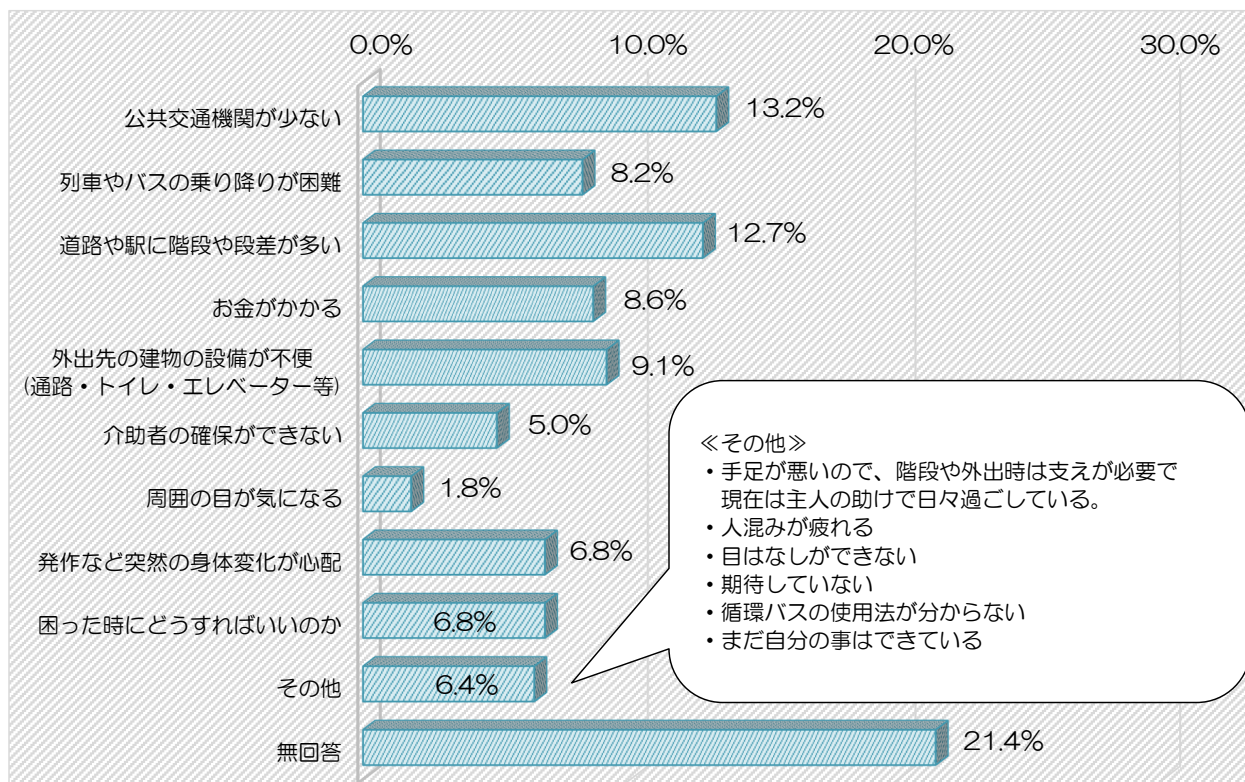
「ほぼ毎日」（41.4%）が最も多く、以下「週に数回」（28.9%）、「月に数回」（17.8%）となっている。

問15. あなたが外出する時に利用する主な移動手段は何ですか。（3つまで〇）



「自家用車（自ら運転）」(30.5%)が最も多く、以下「自家用車（乗せてもらう）」(23.7%)、「徒歩」(11.0%)の順となっている。

問16. あなたが外出するうえで、主に困る事は何ですか。（3つまで〇）

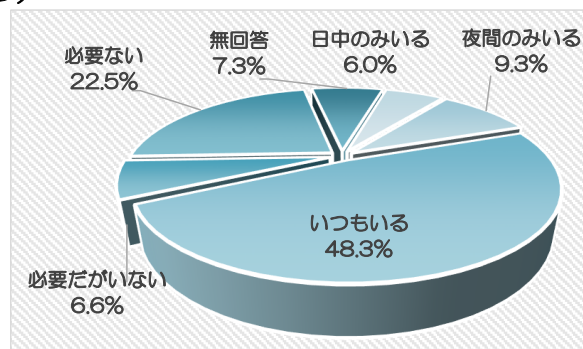


「無回答」(21.4%)が最も多く、以下「公共交通機関が少ない」(13.2%)、「道路や駅に階段や段差が多い」(12.7%)の順となっている。

問17. 災害が起こった場合、あなたを避難所へ誘導するなど安全の確保について、頼れるような人が身近にいますか。（〇は1つ）

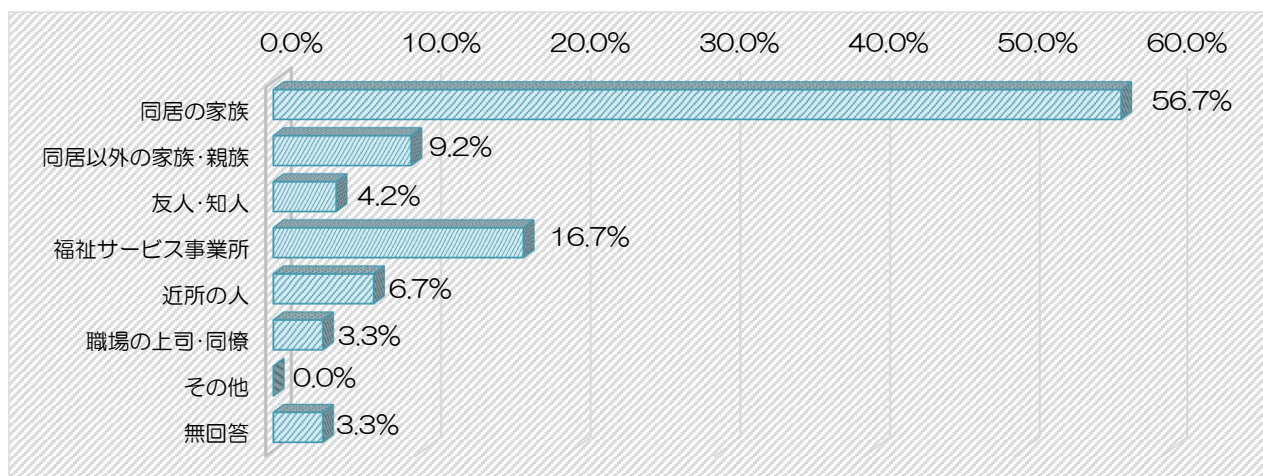
回答	件数	%
日中のみいる	9	6.0%
夜間のみいる	14	9.3%
いつもいる	73	48.3%
必要だがいない	10	6.6%
必要ない	34	22.5%
無回答	11	7.3%

※合計が100%とならない場合があります。



▶問17で「日中のみいる」「夜間のみいる」「いつもいる」と答えた方にお伺いします。

問17-①. それはどなたですか。（該当する全てに〇）



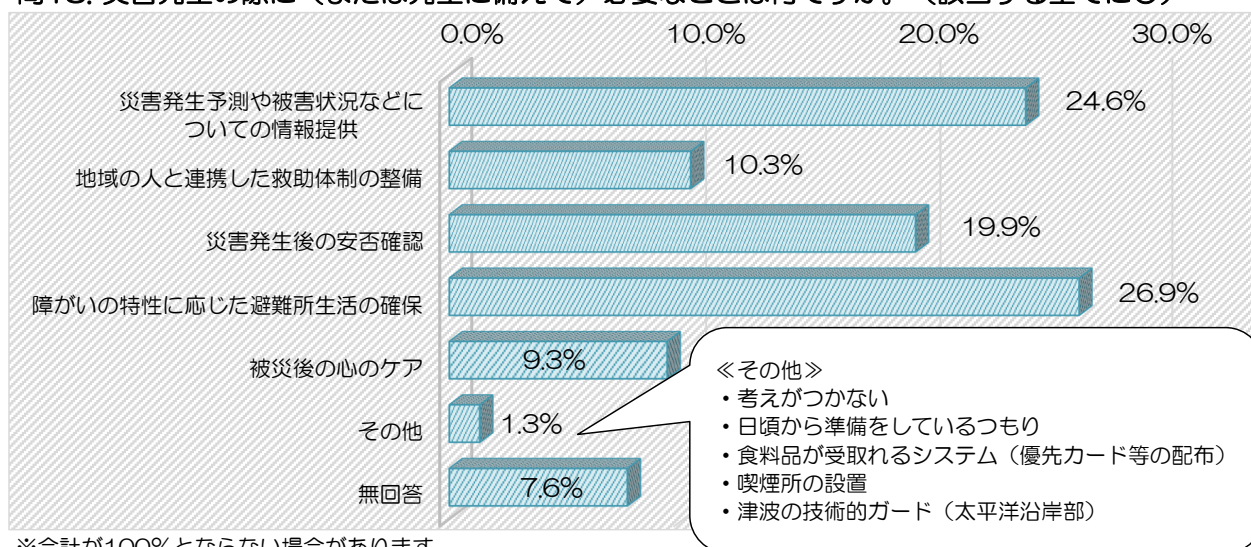
※合計が100%とならない場合があります。

※表示の便宜上、最大値を60.0%としています。

「いつもいる」(48.3%)が最も多く、以下「必要ない」(22.5%)、「夜間のみいる」(9.3%)の順となっている。

「日中のみいる」「夜間のみいる」「いつもいる」と回答された方の頼れる人は、「同居の家族」(56.7%)が最も多く、以下「福祉サービス事業所」(16.7%)、「同居以外の家族・親族」(9.2%)の順となっている。

問18. 災害発生の際に（または発生に備えて）必要なことは何ですか。（該当する全てに〇）



※合計が100%とならない場合があります。

※表示の便宜上、最大値を30.0%としています。

《その他》

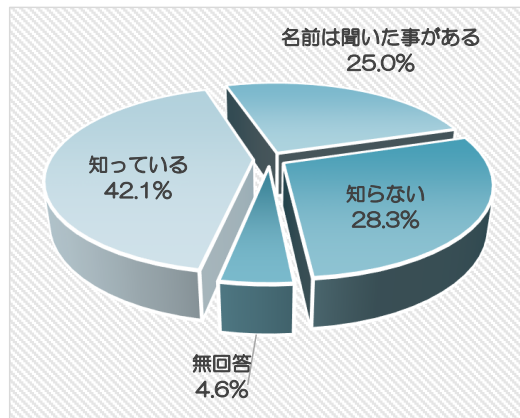
- 考えがつかない
- 日頃から準備をしているつもり
- 食料品が受取れるシステム（優先カード等の配布）
- 喫煙所の設置
- 津波の技術的ガード（太平洋沿岸部）

「障がいの特性に応じた避難所生活の確保」(26.9%)が最も多く、以下「災害発生予測や被害状況などについての情報提供」(24.6%)、「災害発生後の安否確認」(19.9%)の順となっている。

問19. あなたは成年後見制度を知っていますか。（〇は1つ）

回答	件数	%
知っている	64	42.1%
名前は聞いた事がある	38	25.0%
知らない	43	28.3%
無回答	7	4.6%

※合計が100%とならない場合があります。

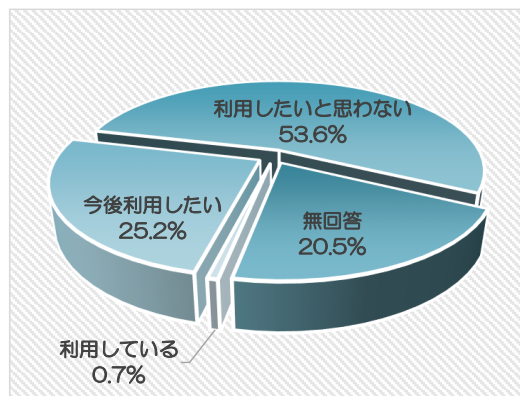


「知っている」(42.1%)が最も多く、以下「知らない」(28.3%)、「名前は聞いた事がある」(25.0%)の順となっている。

問20. 現在、成年後見制度を利用していますか。（〇は1つ）

回答	件数	%
利用している	1	0.7%
今後利用したい	38	25.2%
利用したいと思わない	81	53.6%
無回答	31	20.5%

※合計が100%とならない場合があります。



「利用したいと思わない」(53.6%)が最も多く、以下「今後利用したい」(25.2%)、「無回答」(20.5%)の順となっている。

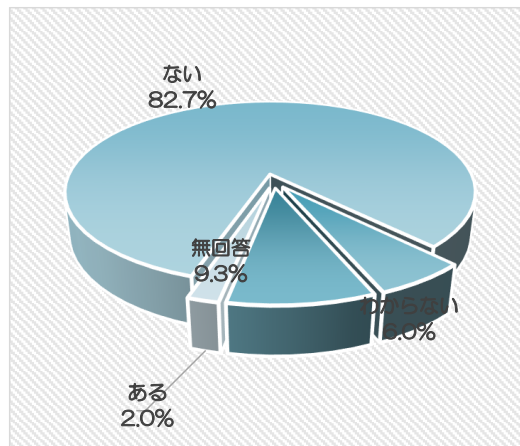
問21. 家族や利用している障がいサービスの職員から虐待を受けたことがありますか。（〇は1つ）

回答	件数	%
ある	3	2.0%
ない	124	82.7%
わからない	9	6.0%
無回答	14	9.3%

※合計が100%とならない場合があります。

※虐待とは…日常的に以下の事案があること

- 身体的虐待（殴られる、蹴られるなどの暴力）
- 介護、世話の放棄（生活の中で支援をお願いしてもらえない）
- 心理的虐待（ひどい言葉で怒鳴る、無視される）
- 性的虐待（体を不必要に触られる、裸にさせられる）
- 経済的虐待（自分のお金を勝手に使われる）

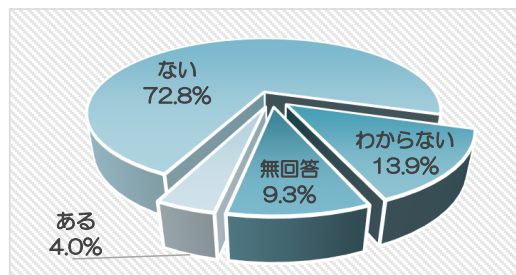


「ない」(82.7%)が最も多く、以下「無回答」(9.3%)、「わからない」(6.0%)の順となっている。

問22. 家族や利用している障がいサービスの職員から、
他の利用者が虐待を受けた場面を見たことがありますか。（〇は1つ）

回答	件数	%
ある	6	4.0%
ない	110	72.8%
わからない	21	13.9%
無回答	14	9.3%

※合計が100%とならない場合があります。



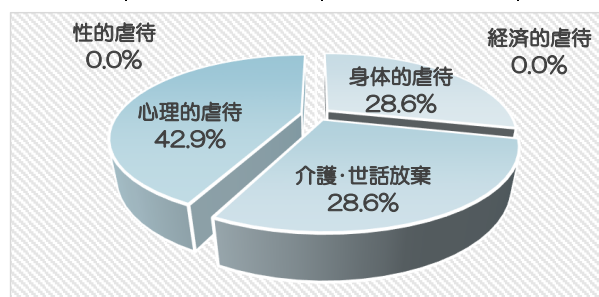
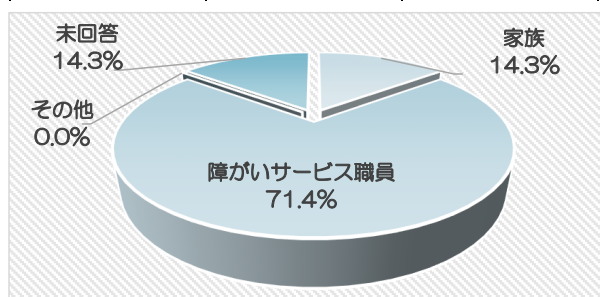
「ない」(72.8%)が最も多く、以下「わからない」(13.9%)、「無回答」(9.3%)の順となっている。

▶問21,22で「ある」と答えた方にお伺いします。

問23. それはどのような内容ですか。（該当する全てに〇）

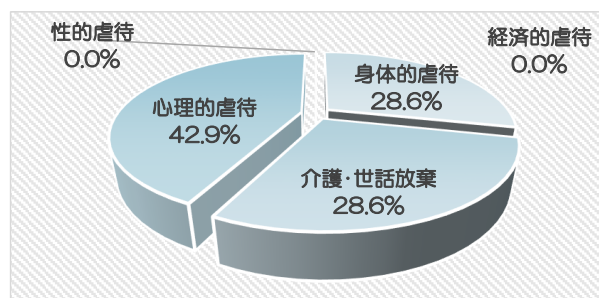
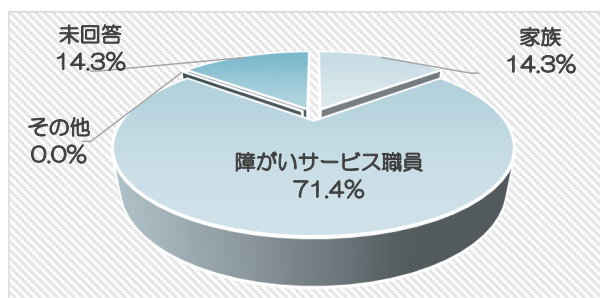
【問21-1. 虐待を受けたことがある】

回答	身体的虐待	介護・世話放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
家族	1	0	0	0	0	1
障がいサービス職員	1	2	2	0	0	5
その他	0	0	0	0	0	0
未回答	0	0	1	0	0	1
合計	2	2	3	0	0	7

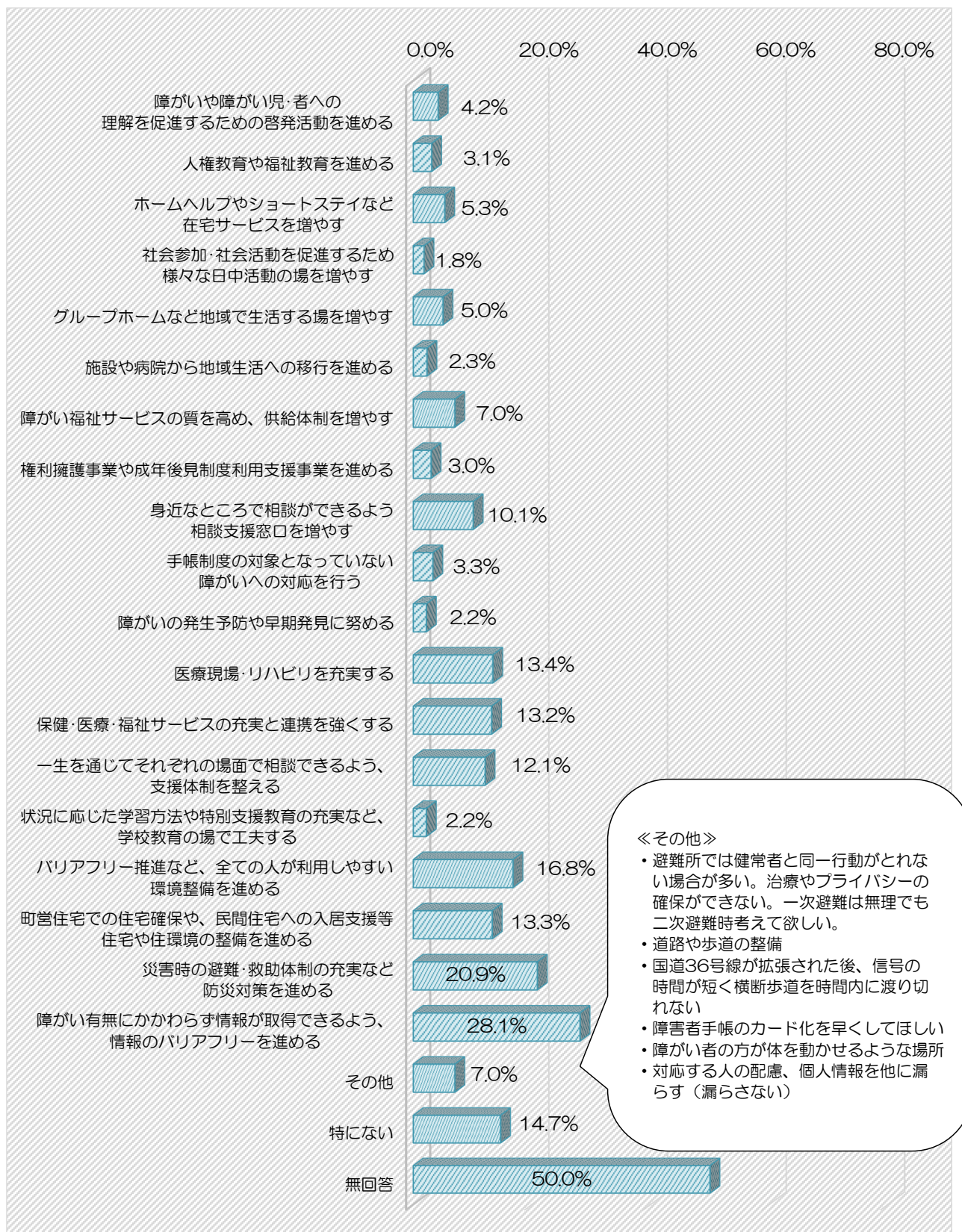


【問22-1. 虐待を見たことがある】

回答	身体的虐待	介護・世話放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
家族	0	0	0	0	0	0
障がいサービス職員	1	1	2	0	0	4
その他	0	0	0	0	0	0
未回答	0	0	0	0	0	0
合計	1	1	2	0	0	4



問24. 障がいのある方等のために、今後白老町が特に力を入れるべきことは
どのようなことだと思いますか。（5つまで〇）



※合計が100%とならない場合があります。
※表示の便宜上、最大値を80.0%としています。

「無回答」(50.0%)が最も多く、以下「障がい有無にかかわらず情報が取得できるよう、情報のバリアフリーを進める」(28.1%)、「災害時の避難・救助体制の充実など防災対策を進める」(20.9%)の順となっている。

ご意見やご要望、生活の中での困りごとがございましたら、ご自由にお書きください。

【仕事】

- 地元での身障者を雇用する企業が増えると良い。
- 福祉のB型の給料が安すぎる

【インフラ整備】

- 人工透析を町でやって欲しい。
- 社台地区は道路の状態が悪く、車いすや歩行器を使っただけの散歩も困難を感じる。
- 白老駅前付近から役場まで歩く時は歩きずらいです。歩きやすい路面にしてほしいです。段差を何とかしてほしい。

【医療】

- 障がい者も医療機関に普通に受診できる病院が欲しい。
- 障がいの有無を問わず訪問診療を充実させてほしい。ドクターが各家に行き検診する医療が欲しい。

【交通】

- 国道36号線が拡張されたが手押しの信号の時間が短く、時間内に横断が出来ない。
近くの郵便局へ用事を足しに行くのも困難を感じるため、デイサービスへ行く以外はほとんど家の中にいることが多い。健康を維持するためにも、今よりも散歩に行けるようになりたい。
- 冬、横断歩道に吹き溜まりができて渡れない。
- JR利用時キロ数に関係なく割引適用して欲しい。
- バスは全てステップ車にして欲しい。公共交通機関を利用したくても制限があり利用できない事が多々ある。
- 車いすのまま乗るタクシーがないので困っています。早くお願いします。

【防災】

- 障害者や高齢者と違うのは、難病患者は薬が切れると具合が悪くなる事です。避難所生活は苦痛そのものと思ってください。
- 特に独居の方の災害時の避難・救助体制は徹底してほしい。

【行政】

- 障害に応じた仕事を用意するとか、我々の声を意欲を受け止めてくれる場所が欲しい。
- 通院等で地域公共交通共通回数券を使用させてもらっていますが、バスの運転手さんが見たことないとか使えませんと言われた事が何度もあり、使いづらいというのが本音です。運転手さんが見た事ない・使えないという状態を何とかしてほしいです。
- 身体障がいの認定後20年近くなるが、一度も福祉より状況確認のような電話等一度もない。後期高齢の70～75歳の時一度町より担当者が来てくれたのみ。もう少し、こちらから相談しないで頑張っている身障者にも年に一度ぐらいの電話なり訪問をして状況を確認してほしい。
- 他町村の方から、白老町は福祉が充実しているねと云われており、私自身良くしていただいております。感謝しております。



《調査概要》

障がいのある方の福祉に関する計画をつくるにあたり、このアンケートを実施しました。

- ① 調査対象
 - > 児童発達支援事業を利用されているお子さんの保護者の方
 - > 放課後等デイサービス事業所を利用されているお子さんの保護者の方
 - > 特別支援学級に通っているお子さんの保護者の方
- ② 調査対象人数
 - > 100人
- ③ 調査方法
 - > 学校・事業所からの配布による調査
- ④ 調査期間
 - > 配布：令和5年8月17日（木） 締切：令和5年9月19日（火）
- ⑤ 回収数（率）
 - > 74枚（74.0%）



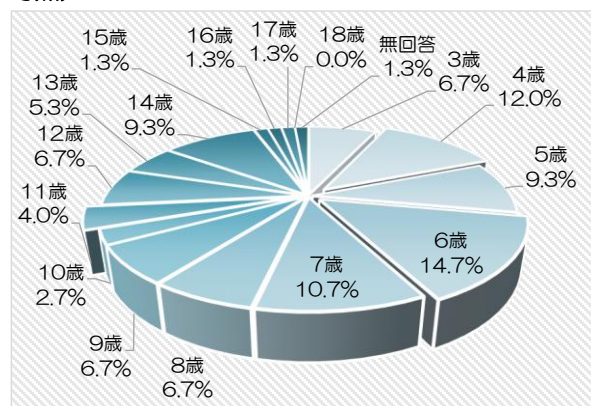
調査結果

1 お子さんご家族について

問1. お子さんの年齢を教えてください。（令和5年8月1日時点）

年齢	件数	%	年齢	件数	%
3歳	5	6.7%	11歳	3	4.0%
4歳	9	12.0%	12歳	5	6.7%
5歳	7	9.3%	13歳	4	5.3%
6歳	11	14.7%	14歳	7	9.3%
7歳	8	10.7%	15歳	1	1.3%
8歳	5	6.7%	16歳	1	1.3%
9歳	5	6.7%	17歳	1	1.3%
10歳	2	2.7%	18歳	0	0.0%

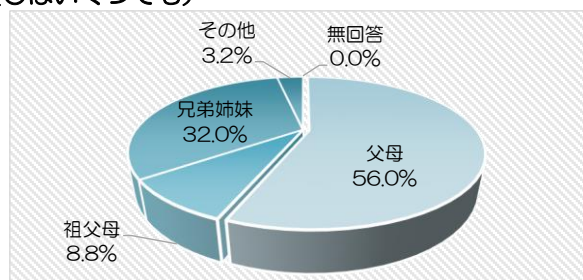
※合計が100%とならない場合があります。



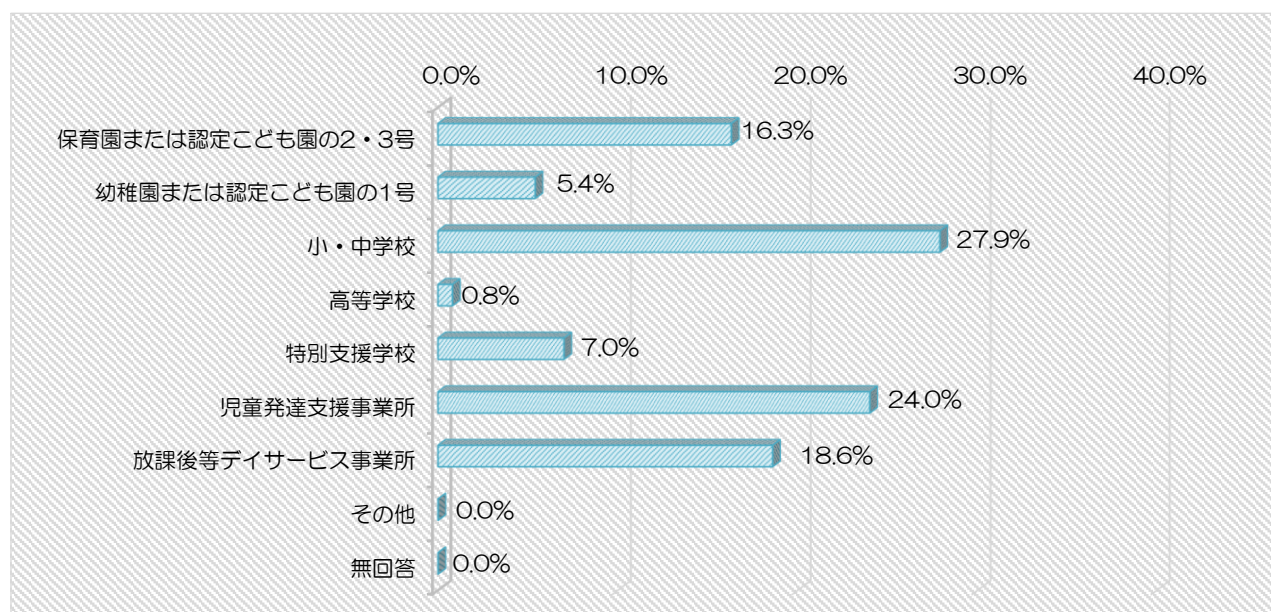
問2. お子さんが一緒に暮らしている人はどなたですか。（〇はいくつでも）

性別	件数	%
父母	70	56.0%
祖父母	11	8.8%
兄弟姉妹	40	32.0%
その他	4	3.2%
無回答	0	0.0%

※合計が100%とならない場合があります。



問3. お子さんが主に所属しているところ、通っているところを教えてください。（〇はいくつでも）



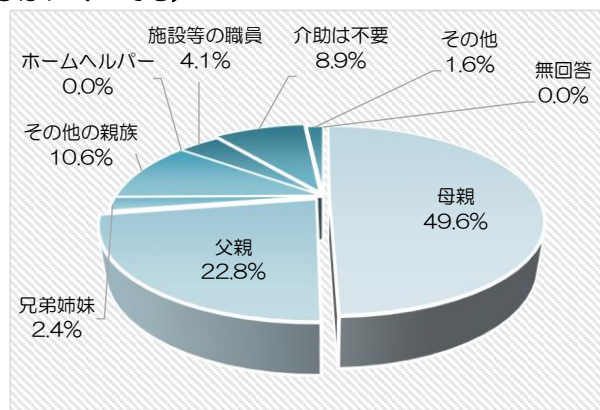
※合計が100%とならない場合があります。

「小・中学校」(27.9%)が最も多く、以下「子ども発達支援センター」(24.0%)、「放課後等デイサービス」(18.6%)の順となっている。

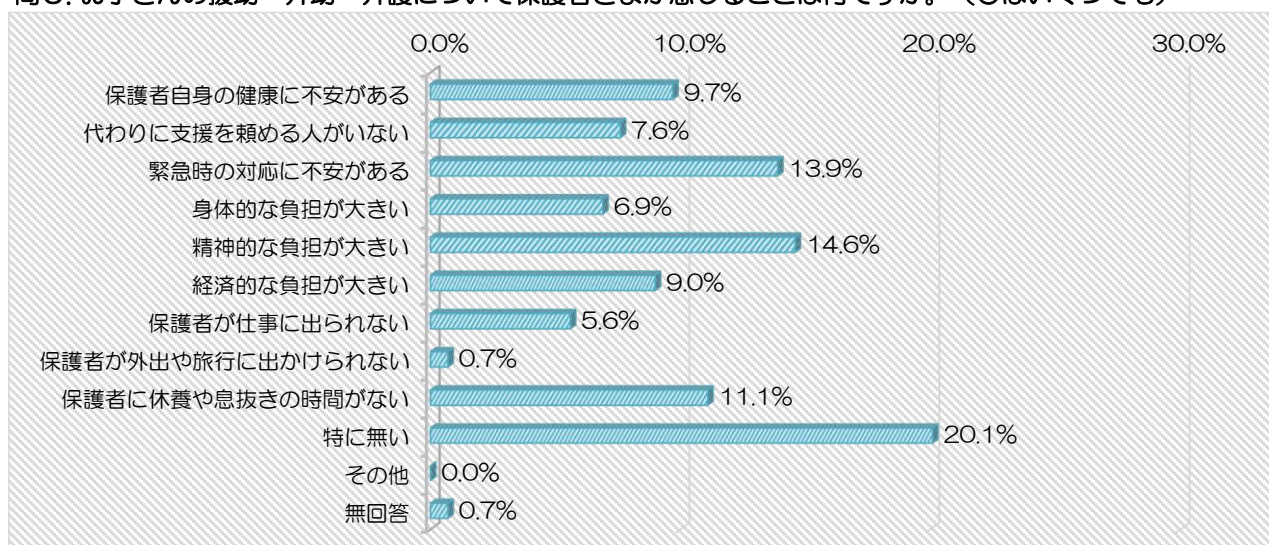
問4. お子さんを介助しているのは主にどなたですか。（〇はいくつでも）

等級	件数	%
母親	61	49.6%
父親	28	22.8%
兄弟姉妹	3	2.4%
その他の親族	13	10.6%
ホームヘルパー	0	0.0%
施設等の職員	5	4.1%
介助は不要	11	8.9%
その他	2	1.6%
無回答	0	0.0%

※合計が100%とならない場合があります。



問5. お子さんの援助・介助・介護について保護者さまが感じることは何ですか。（〇はいくつでも）

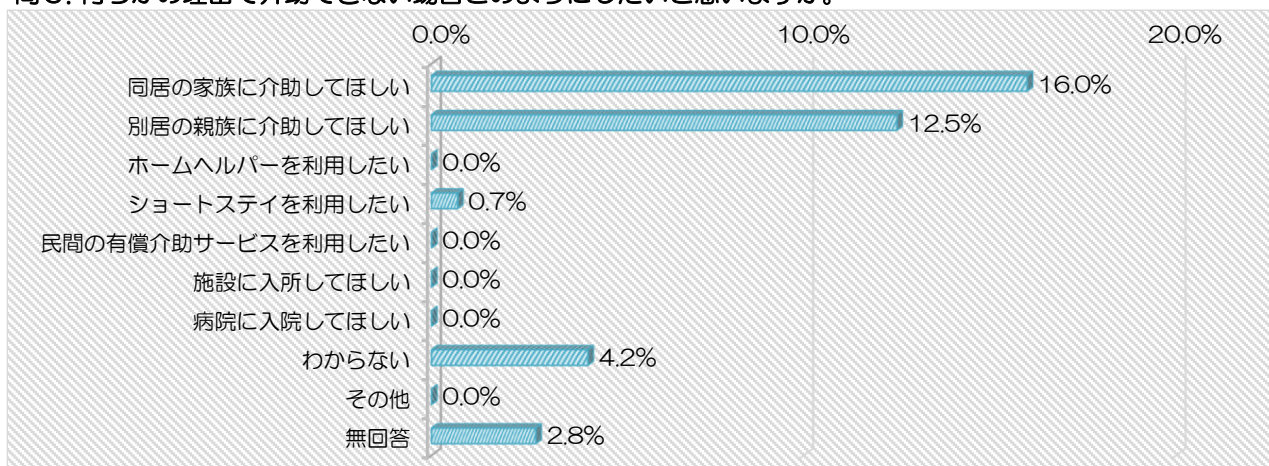


※合計が100%とならない場合があります。

「特にない」(20.1%)が最も多く、以下「精神的な負担が大きい」(14.6%)、「緊急時の対応に不安がある」(13.9%)の順になっている。

▶問4で「母親・父親・兄弟姉妹・その他の親族」と回答した方にお伺いします。

問6. 何らかの理由で介助できない場合どのようにしたいと思いますか。



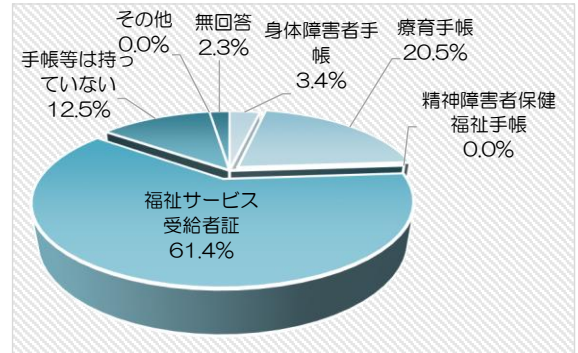
※合計が100%とならない場合があります。

「同居家族に介助してほしい」(16.0%)が最も多く、以下「別居家族に介助してほしい」(12.5%)、「わからない」(4.2%)の順になっている。

問7. お子さんが交付を受けている手帳等の種類を教えてください。（該当する全てに○）

種類	件数	%
身体障害者手帳	3	3.4%
療育手帳	18	20.5%
精神障害者保健福祉手帳	0	0.0%
福祉サービス受給者証	54	61.4%
手帳等は持っていない	11	12.5%
その他	0	0.0%
無回答	2	2.3%

※合計が100%とならない場合があります。

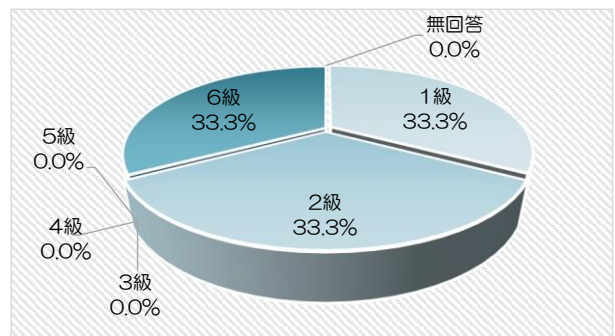


▶「身体障がい者手帳」をお持ちの方にお伺いします。

▷問7-①. 障がい等級は何級ですか。

等級	件数	%
1級	1	33.3%
2級	1	33.3%
3級	0	0.0%
4級	0	0.0%
5級	0	0.0%
6級	1	33.3%
無回答	0	0.0%

※合計が100%とならない場合があります。

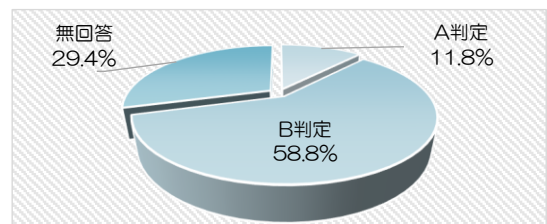


▶「療育手帳」をお持ちの方にお伺いします。

▷問7-②. 障がい判定は何判定ですか。

判定	件数	%
A判定	2	11.8%
B判定	10	58.8%
無回答	5	29.4%

※合計が100%とならない場合があります。

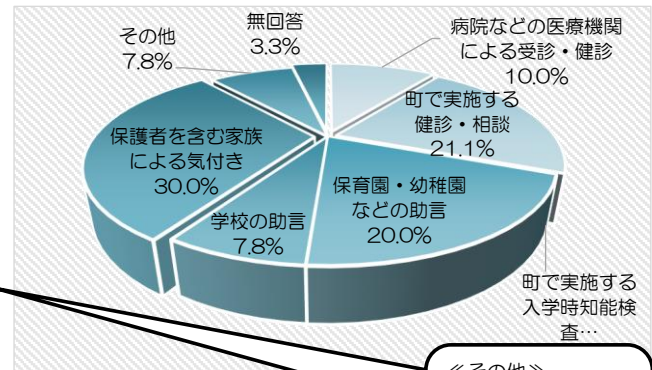


回答数は「福祉サービス受給者証」(61.4%)が最も多く、以下「療育手帳」(20.5%)、「手帳等は持っていない」(12.5%)の順となっている。身体障がい者手帳をお持ちの方のうち、等級は「1級・2級・6級」(各33.3%)となっている。療育手帳をお持ちの方のうち、「B判定」(58.8%)が最も多く、以下「無回答」(29.4%)、「A判定」(11.8%)の順となっている。精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方はいませんでした。

問8. お子さんの発達課題などに気付いたきっかけは何でしたか。

回答	件数	%
病院などの医療機関による受診・健診	9	10.0%
町で実施する健診・相談	19	21.1%
町で実施する入学時知能検査	0	0.0%
保育園・幼稚園などの助言	18	20.0%
学校の助言	7	7.8%
保護者を含む家族による気づき	27	30.0%
その他	7	7.8%
無回答	3	3.3%

※合計が100%とならない場合があります。



《その他》

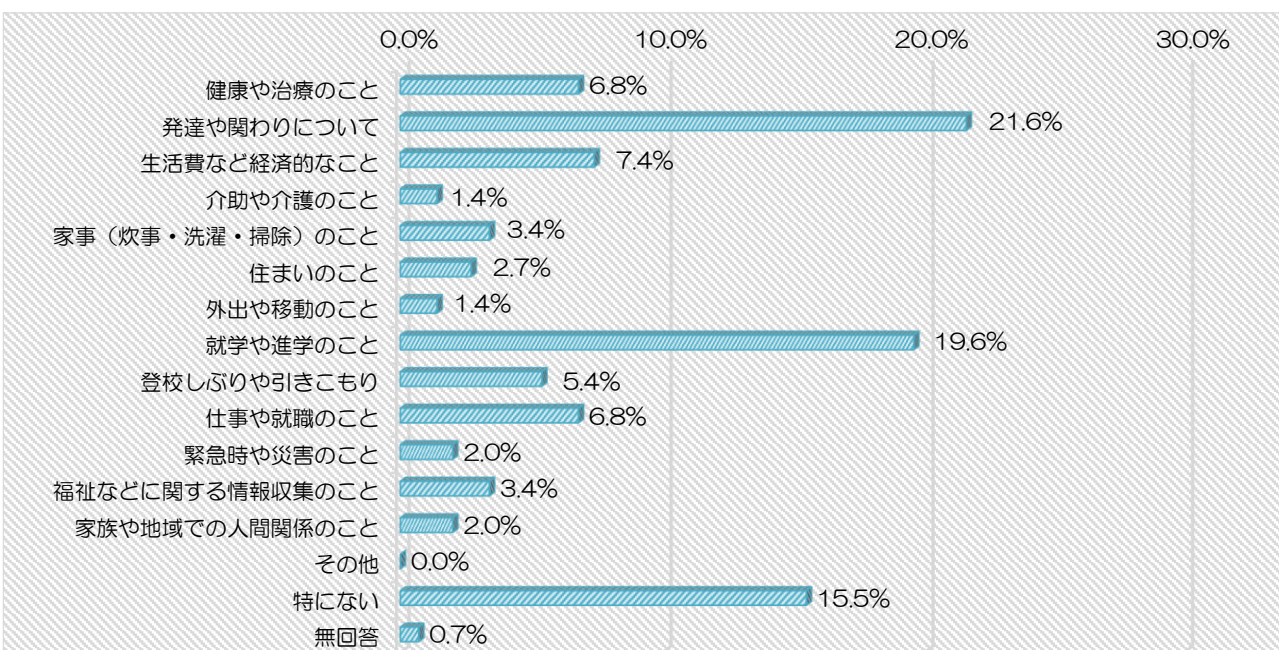
- ・ 姉がASDだった
- ・ 兎相
- ・ エミナ

「保護者を含む家族による気付き」(30.0%)が最も多く、以下「町で実施する健診・相談」(21.1%)、「保育園・幼稚園などの助言」(20.0%)の順となっている。

「気付きについて」のご意見やご提案など、お聞かせください。

- 本人は「何か変だ」と気づいていても、親が気にせずに対応が遅くなっている子が周りに多かった気がする。本人が苦しくなる前に対応できる方法は何かないかな？と思うことがある。
- 多動・落ち着きがなかった。
- ご飯の時に座ってられない。
- 怒るとすぐ手が出てしまう。（言葉が出てこない）等
- 親が発達障害だと分かったため、うちは子供にも影響があるのではと思いました。健診で相談するも異常なしでした。難しいとは思いますが、間違いだったとしても、どこかのタイミングでもっと早く気が付きたかったです。
- 兄もそうだから
- 言葉の遅れ、一人遊びが多いなど
- 上の子との違い
- 町で実施している健診でエミナの存在を知り、発達について気軽に話を聞いたり話せる場面があり、”発達”という事を意識しやすかった。町の健診はありがたい！
- 何か変なところがあり、保育園の健診時に尋ねたが家族も子供らしさですませていた。小学校に入学して先生に児相へ行くよう言われてわかった。
- 集中力が無い、周囲の注意が足りない。
- かんしゃくが1日3時間位続くようになった。
- 週に1度は学校に行けなくなった、等。
- 母（私）自身が人生に生きづらさを感じており、30代でやっと心療内科でADHDと診断され、子供達には私のような生きづらさを味わってもらいたくなかった。

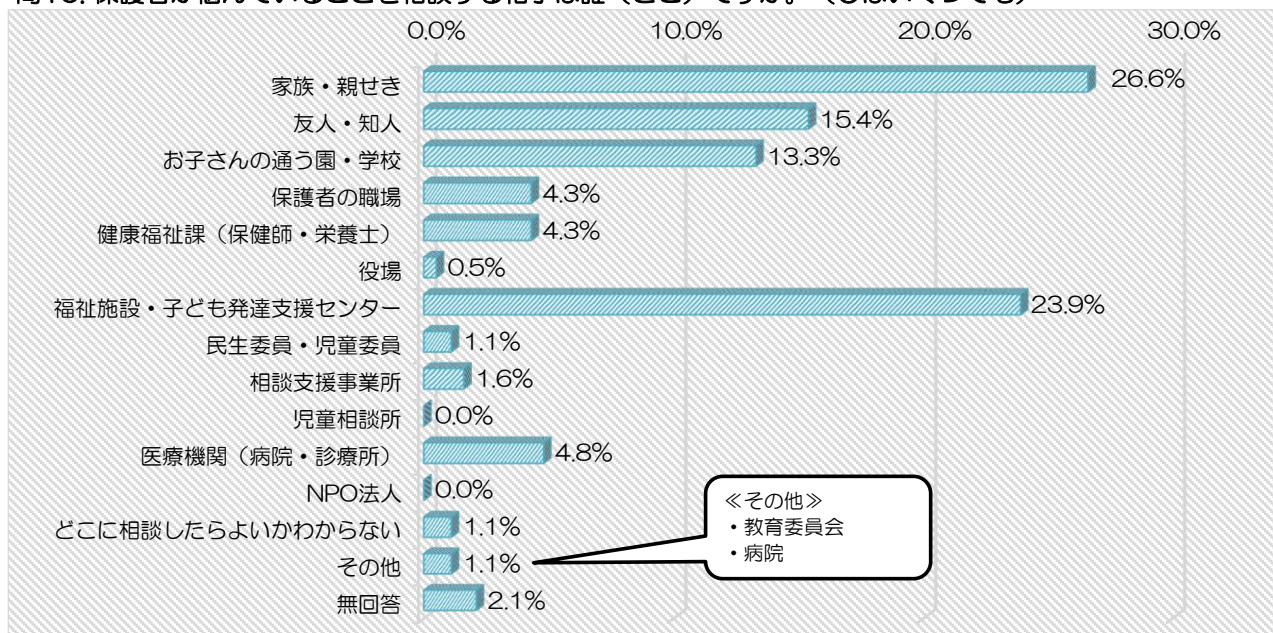
問9. 保護者が悩んでいることや相談したいことはありますか。(〇はいくつでも)



※合計が100%とならない場合があります。

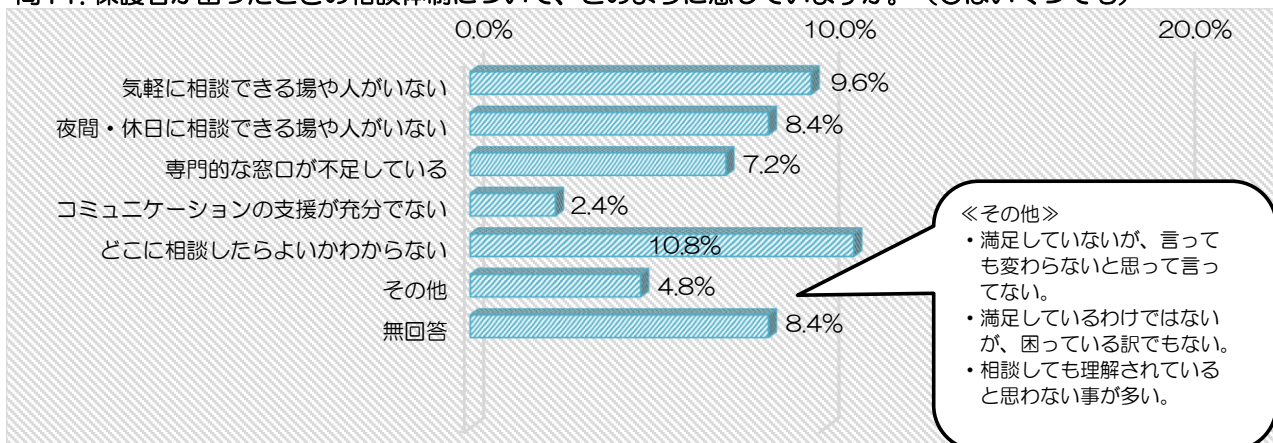
「発達や関わりについて」(21.6%)が最も多く、以下「就学や進学のこと」(19.6%)、「特にない」(15.5%)の順となっている。

問10. 保護者が悩んでいることを相談する相手は誰（どこ）ですか。（〇はいくつでも）



回答数は「家族・親せき」(26.6%)が最も多く、以下「福祉施設・子ども発達支援センター」(23.9%)、「友人・知人」(15.4%)の順となっている。

問11. 保護者が困ったときの相談体制について、どのように感じていますか。（〇はいくつでも）



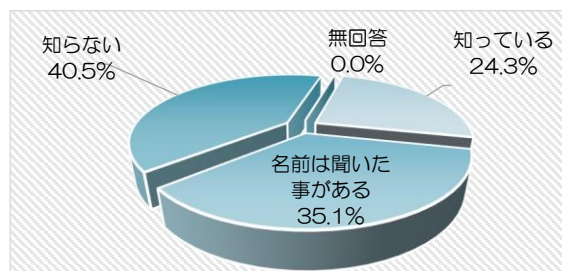
「どこに相談したらよいかわからない」(10.8%)が最も多く、以下「気軽に相談できる場や人がいない」(9.6%)、「夜間・休日に相談できる場や人がいない」・「無回答」(8.4%)の順となっている。

4 権利擁護について

問12. 成年後見制度を知っていますか。

回答	件数	%
知っている	18	24.3%
名前は聞いた事がある	26	35.1%
知らない	30	40.5%
無回答	0	0.0%

※合計が100%とならない場合があります。

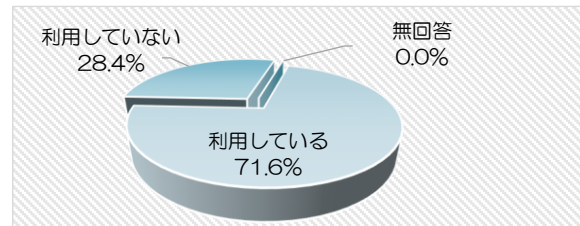


5 福祉サービスについて

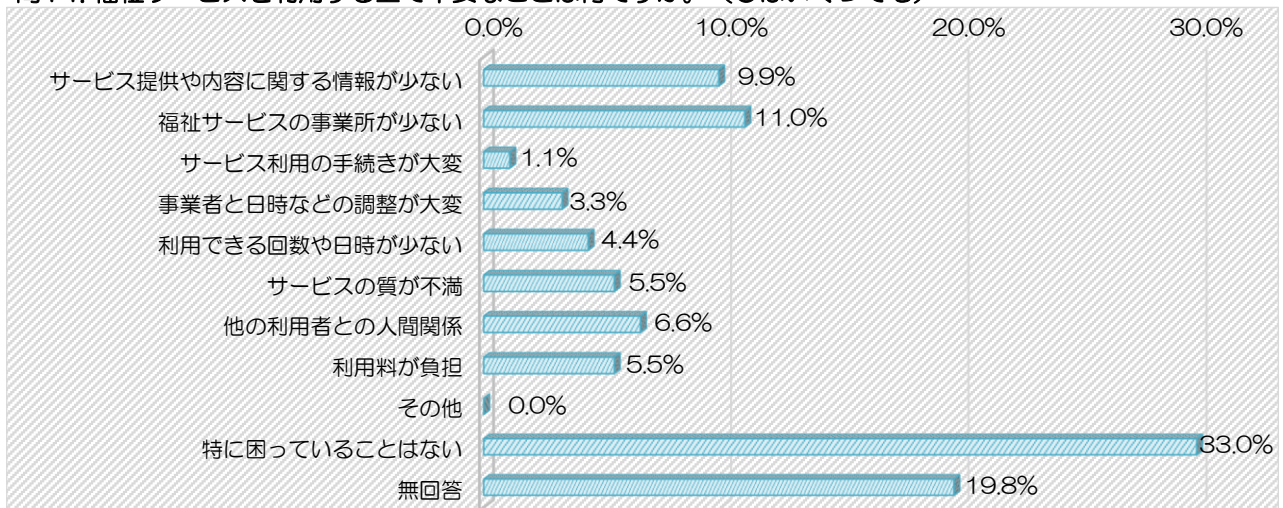
問13. 福祉サービスを利用していますか。

回答	件数	%
利用している	53	71.6%
利用していない	21	28.4%
無回答	0	0.0%

※合計が100%とならない場合があります。



問14. 福祉サービスを利用する上で不安なことは何ですか。(〇はいくつでも)



※合計が100%とならない場合があります。

「特に困っていることはない」(33.0%)が最も多く、以下「無回答」(19.8%)、「福祉サービスの事業所が少ない」(11.0%)の順となっている。

問15. 今後、利用したい福祉サービスは何ですか。(自由記述)

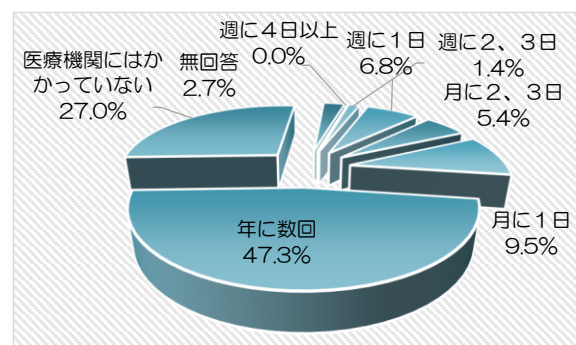
- 施設入所支援を考えているが、親が帰宅するまで預かってくれる事業所があれば利用したい。
- 勉強を楽しく学ばせてくれるデイ等があると、嬉しい。
- 放課後デイサービス
- 土・日・祝など利用できるサービス
- 一時的に親と子が離れる事ができるサービス
- 白老だけに限らず勉強を教えてくれるデイサービスがあるととてもありがたい。

6 保健・医療について

問16. お子さんの通院状況(リハビリも含む)は、次のうちどれですか。

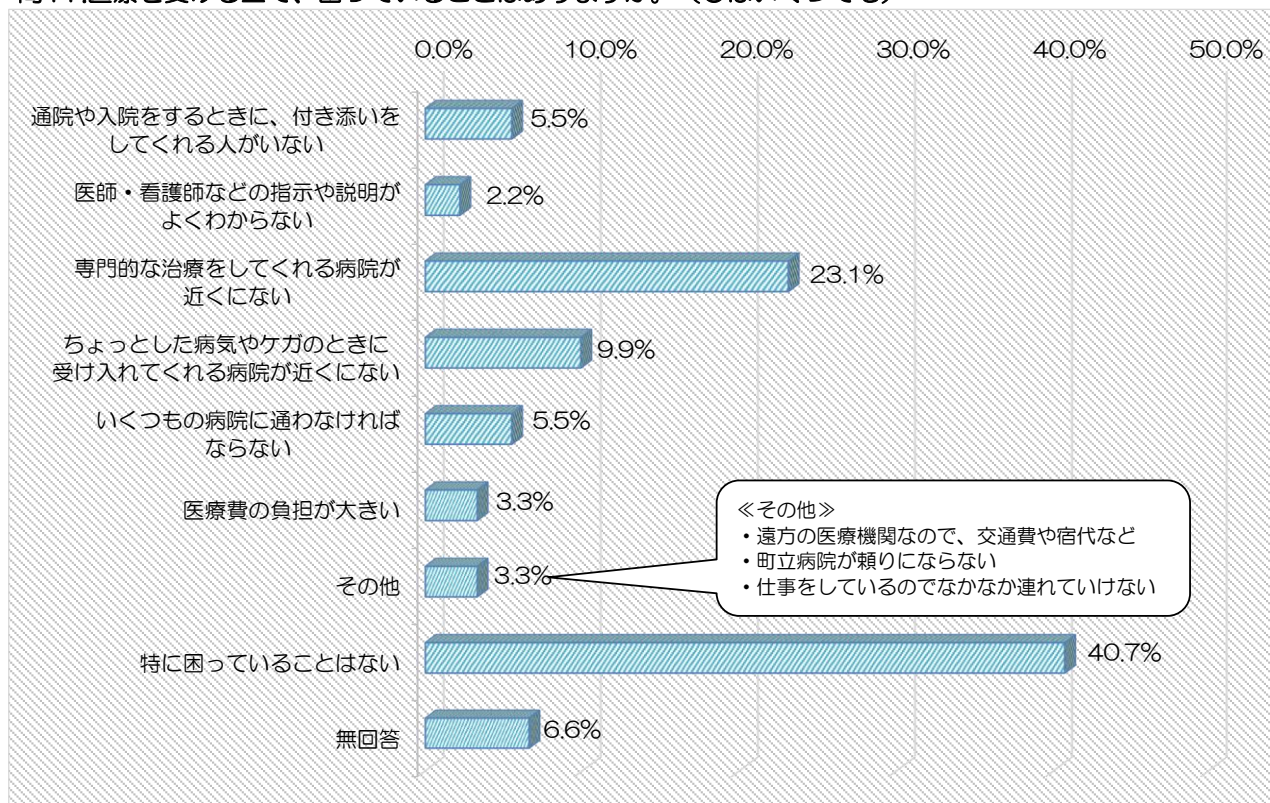
回答	件数	%
週に4日以上	0	0.0%
週に2、3日	1	1.4%
週に1日	5	6.8%
月に2、3日	4	5.4%
月に1日	7	9.5%
年に数回	35	47.3%
医療機関にはかかっていない	20	27.0%
無回答	2	2.7%

※合計が100%とならない場合があります。



「年に数回」(47.3%)が最も多く、以下「医療機関にはかかっていない」(27.0%)、「月に1日」(9.5%)の順となっている。

問17.医療を受ける上で、困っていることはありますか。（〇はいくつでも）

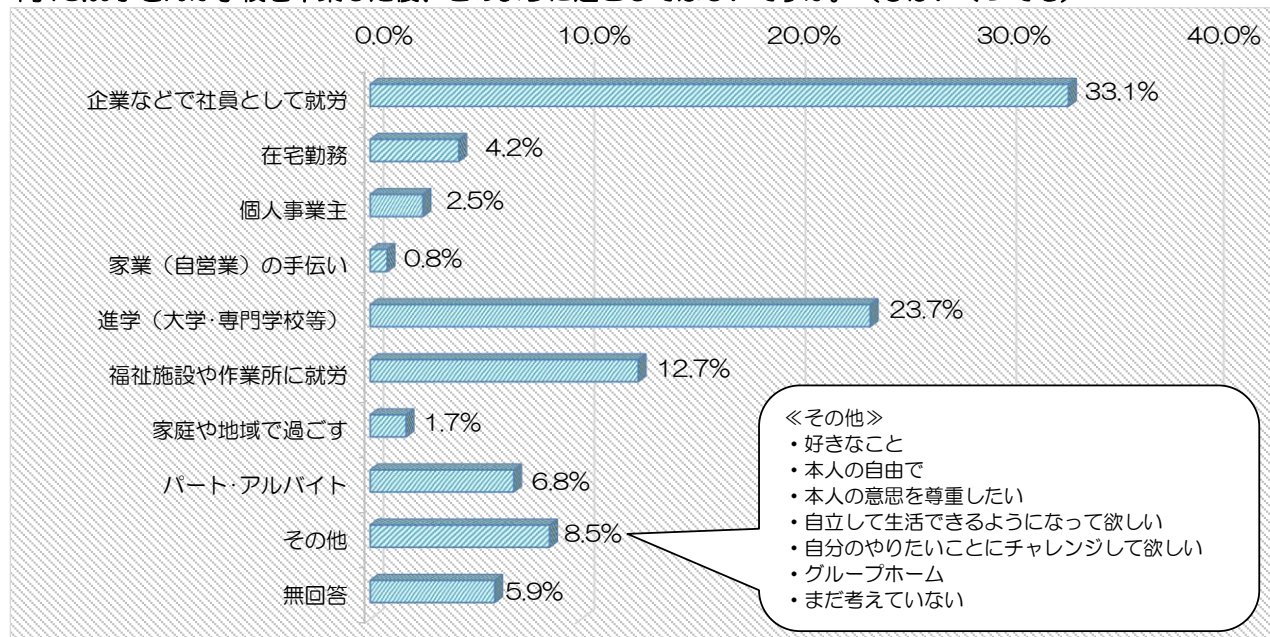


※合計が100%とならない場合があります。

「特に困っていることはない」(40.7%)が最も多く、以下「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」(23.1%)、「ちょっとした病気やけがのときに受け入れてくれる病院が近くにない」(9.9%)の順となっている。

7 就労・地域生活について

問18.お子さんが学校を卒業した後、どのように過ごしてほしいですか。（〇はいくつでも）

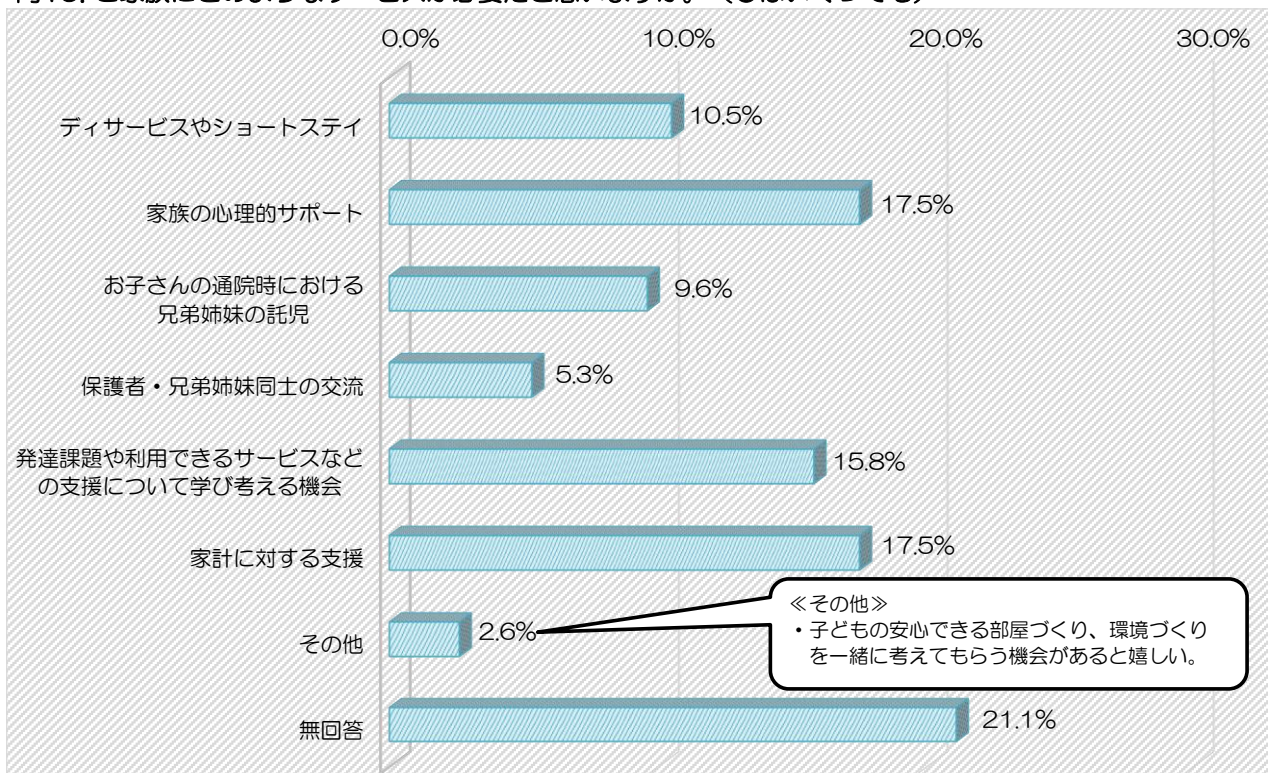


※合計が100%とならない場合があります。

「企業などで社員として就労」(33.1%)が最も多く、以下「福祉施設や作業所に就労」(23.7%)、「福祉施設や作業所に就労」(12.7%)の順になっている。

8 ご家族への支援について

問19. ご家族にどのようなサービスが必要だと思いますか。（〇はいくつでも）

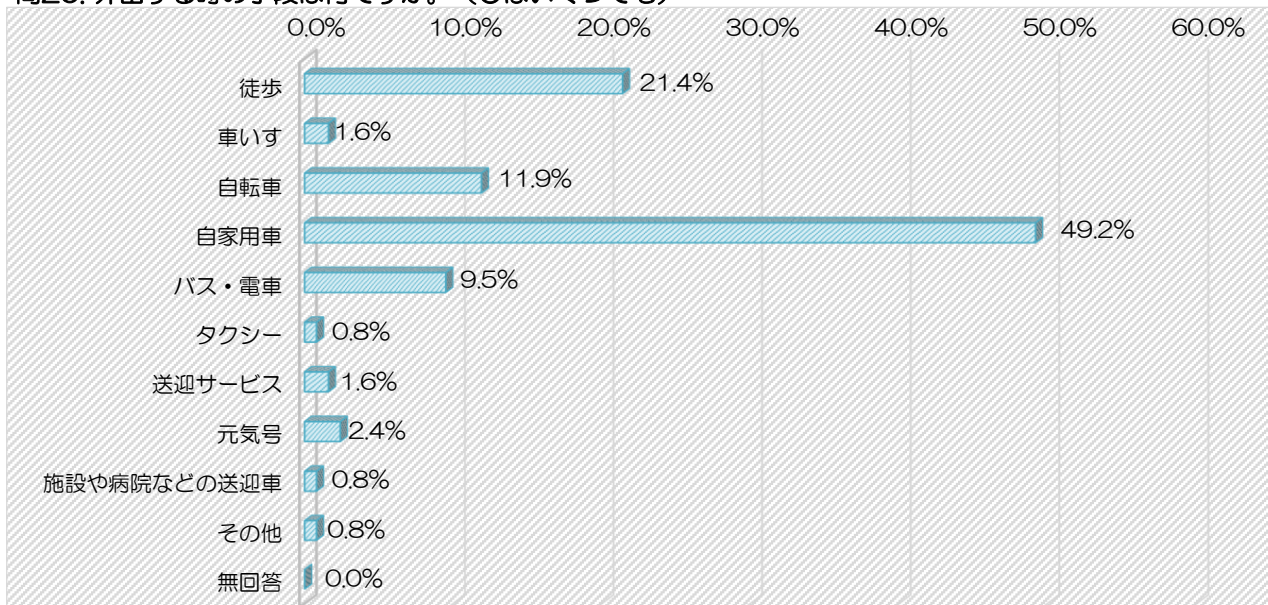


※合計が100%とならない場合があります。

「無回答」(21.1%)が最も多く、以下「家族の心理的サポート」・「家計に対する支援」(17.5%)、「発達課題や利用できるサービスなどの支援について学び考える機会」(15.8%)の順になっている。

10 環境について

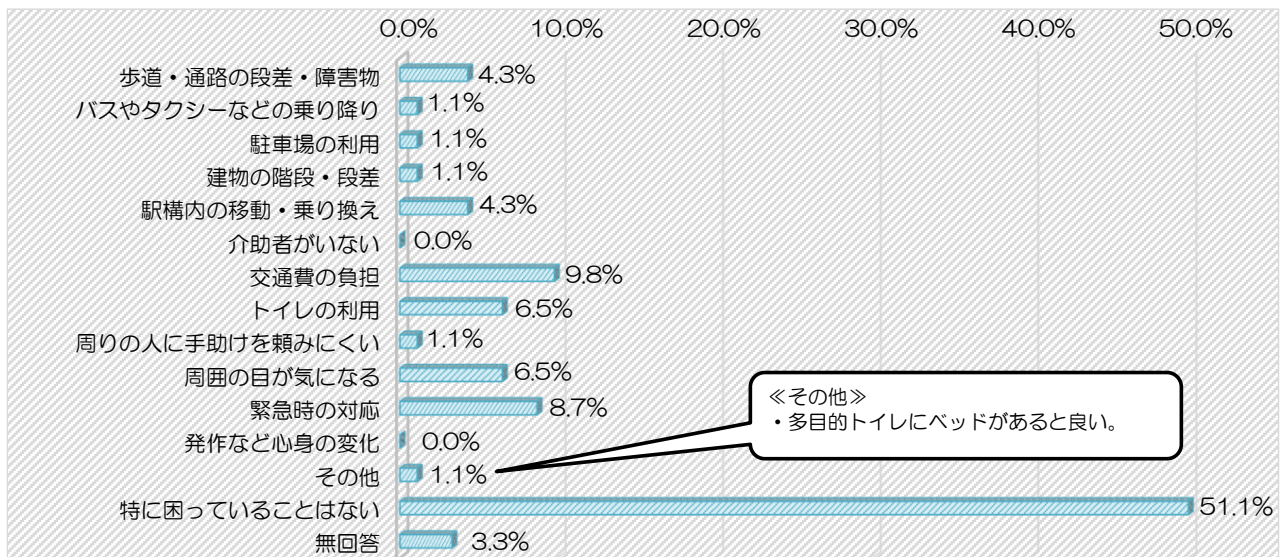
問20. 外出する時の手段は何ですか。（〇はいくつでも）



※合計が100%とならない場合があります。

「自家用車」(49.2%)が最も多く、以下「徒歩」(21.4%)、「自転車」(11.9%)の順になっている。

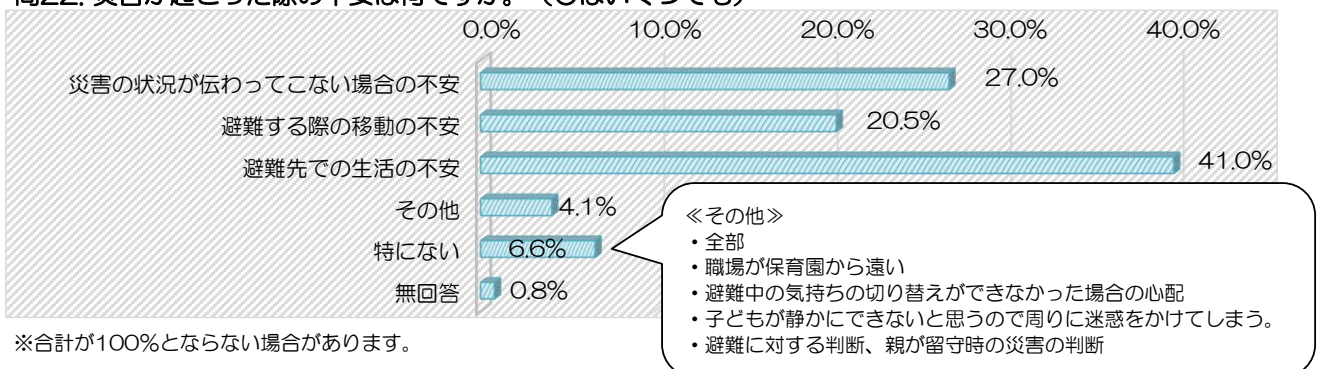
問21. 外出する時に困っていることは何ですか。（〇はいくつでも）



「特に困っていることはない」(51.1%)が最も多く、以下「交通費の負担」(9.8%)、
「緊急時の対応」(8.7%)の順になっている。

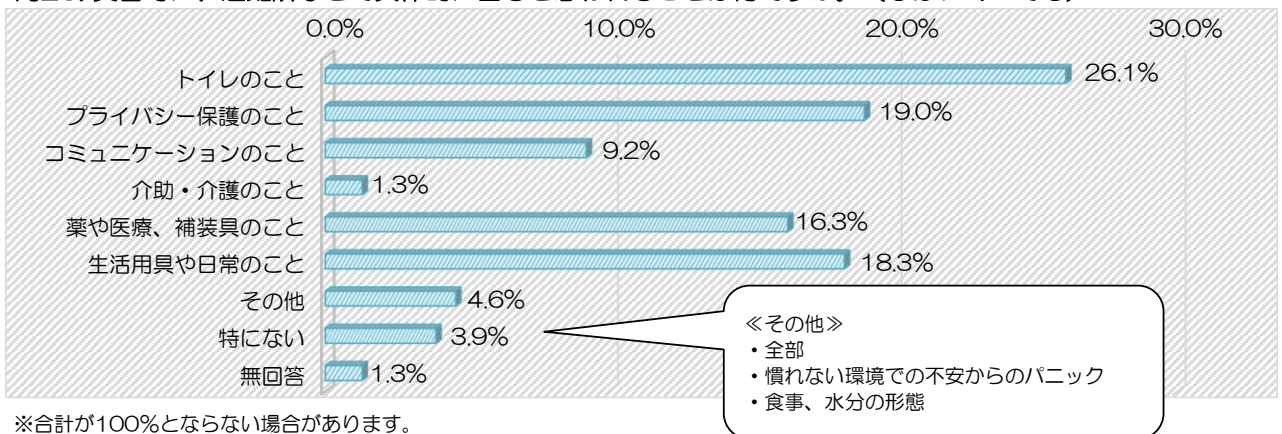
11 地域防災について

問22. 災害が起こった際の不安は何ですか。（〇はいくつでも）



「避難先での生活の不安」(41.0%)が最も多く、以下「災害の状況が伝わってこない場合の不安」(27.0%)、
「避難する際の移動の不安」(20.5%)の順になっている。

問23. 災害時に、避難所などで具体的に困ると思われることは何ですか。（〇はいくつでも）

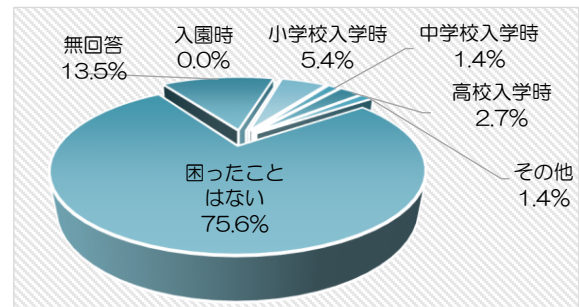


「トイレのこと」(26.1%)が最も多く、以下「プライバシー保護のこと」(19.0%)、
「生活用具や日常のこと」(18.3%)の順となっている。

12 切れ目のない支援について

問24. ライフステージにおいて情報が引き継がれないことで困ったことはありますか。

回答	件数	%
入園時	0	0.0%
小学校入学時	4	5.4%
中学校入学時	1	1.4%
高校入学時	2	2.7%
その他	1	1.4%
困ったことはない	56	75.7%
無回答	10	13.5%



※合計が100%とならない場合があります。

「困ったことはない」(75.6%)が最も多く、以下「無回答」(13.5%)、「小学校入学時」(5.4%)の順となっている。

▶問24で入園時～その他と回答した方にお伺いします。

問25. どのようなことでお困りでしたか。(自由記載)

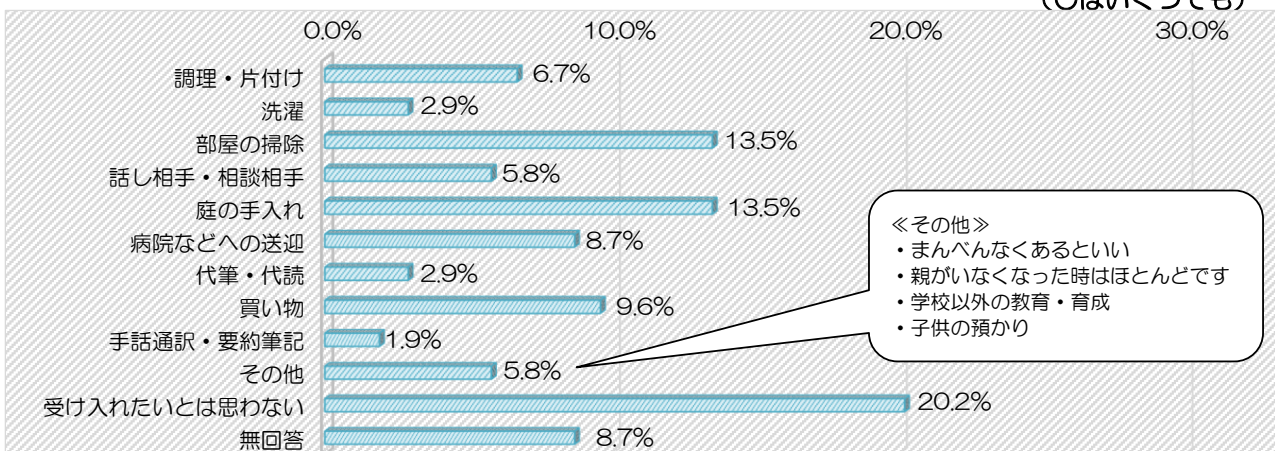
- 支援計画などある程度は把握して頂けてるものと思うが、全て最初から説明しなければならなかったこと（伝える事が多いから仕方がないのだけれど…）親も記憶がだんだんはっきりしなくなってきていて困った。
- 幼稚園では、グレーゾーン的な事も言われてこなくて、小学校に入ってから色々が目立ってきた。
- 高等学校でのくらし方に不安。



13 地域福祉への理解について

問26. 日常の援助などをボランティアが行うとしたら、どのようなサービスを受けたいと思いますか。

(〇はいくつでも)



《その他》
 ・まんべんなくあるといい
 ・親がいなくなった時はほとんどです
 ・学校以外の教育・育成
 ・子供の預かり

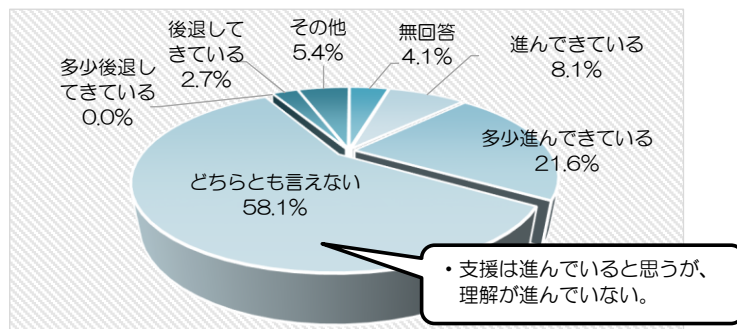
※合計が100%とならない場合があります。

「受け入れたいとは思わない」(20.2%)が最も多く、以下「部屋の掃除」・「庭の手入れ」(13.5%)、「買い物」(9.6%)となっている。

問27.「障がい」に対して、広く町民の理解や地域・行政の社会的な支援が進んでいると思いますか。

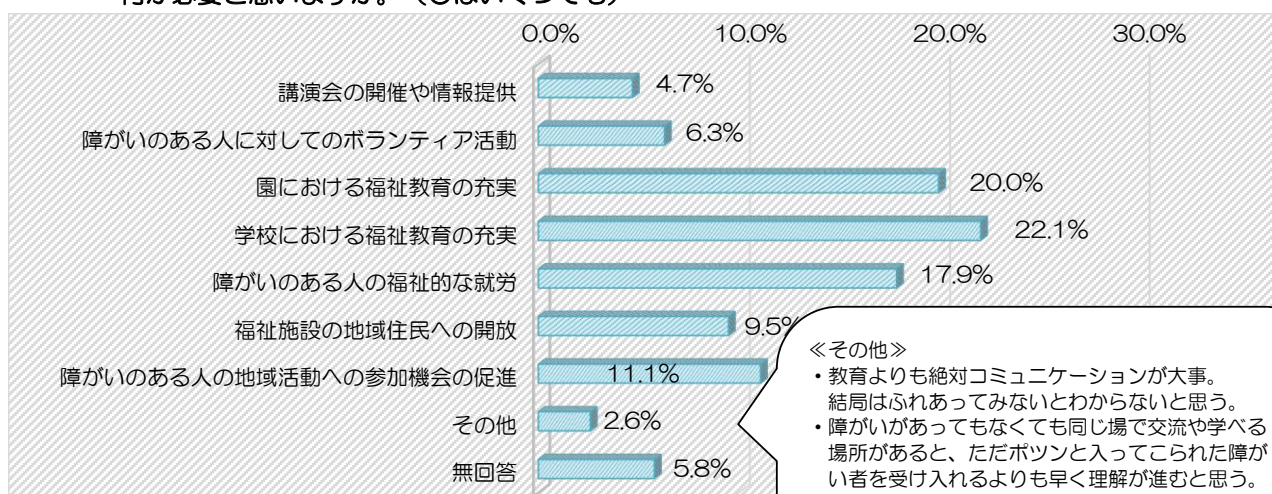
回答	件数	%
進んできている	6	8.1%
多少進んできている	16	21.6%
どちらとも言えない	43	58.1%
多少後退してきている	0	0.0%
後退してきている	2	2.7%
その他	4	5.4%
無回答	3	4.1%

※合計が100%とならない場合があります。



「どちらとも言えない」(58.1%)が最も多く、以下「多少進んできている」(21.6%)、「進んできている」(8.1%)の順となっている。

問28.「障がい」や「特別な支援」、「合理的な配慮」に対する町民の理解を深めるためには、何が必要と思いますか。(〇はいくつでも)



※合計が100%とならない場合があります。

《その他》

- ・教育よりも絶対コミュニケーションが大事。結局はふれあってみないとわからないと思う。
- ・障がいがあってもなくても同じ場で交流や学べる場所があると、ただボツンと入ってこられた障がい者を受け入れるよりも早く理解が進むと思う。その前に設備を整える必要がある。
- ・障がいがある人や特別な支援の必要な人が、自立して生活できる環境づくり
- ・あたり前にする事。特別な事はしない。別れ道を周りにつくらない事。知らず知らずのうちに壁を作られる事をなくす。

「学校における福祉教育の充実」(22.1%)が最も多く、以下「園における福祉教育の充実」(20.0%)、「障がいのある人の福祉的な就労」(17.9%)の順となっている。

ご意見やご要望、生活の中での困りごとがございましたら、ご自由にお書きください。

- 園や小学校、その先の進学先へ、子どもの障害・特性の共通理解や支援方法を切れ目なくつなげて欲しい。
- 障がいは人それぞれということを知った上で、生活しやすい町に国になってくれるといいと思う。
- 成長と共にだんだん状態は変化して、生活スペースを改良していかなければならなくなっているが補助が少ないと思う。ただでさえ、補装具や日用品など、普通より多くかかっているのに、父親だけの収入ではきついのにも母親は働きに出るならフルタイムでなければならぬが、出ることには不可能なので今後のことを考えると気持ちが落ち込んでしまう。もっと支援があっても良いのでは？と思ってしまいが、これが現実です。
- 経済的にきびしい。一括に所得で制限するのはやめて欲しい。ひとり親で経済的にきびしくて、子供との時間を減らし夜も働いて収入を増やしているのに、収入が増えることで支援が大きく減るので、とても悪循環。もう少し家庭の状況、ひとり親だから障害児がいるからなどの理由を考慮してほしい。
- 手続きや相談窓口が分かりづらく、どこへ行けば良いかわからず、たらいまわしになった。
- 役場の担当部署が分かれすぎていて負担。



白老町障害福祉サービス事業所実態アンケート調査

《調査概要》

障がいのある方の福祉に関する計画をつくるにあたり、このアンケートを実施しました。

- ① 調査対象
 - ＞ 町内で障がい者福祉サービスを実施している事業所
福祉有償運送事業所
- ② 調査対象件数
 - ＞ 13件
- ③ 調査方法
 - ＞ 郵送による調査
- ④ 調査期間
 - ＞ 発送：令和5年8月24日（木） 締切：令和5年9月20日（水）
- ⑤ 回収数（率）
 - ＞ 9件（69.3%）

《調査結果》

問1 現在、貴事業所が提供しているサービスで、今後、規模の拡大・縮小の予定や計画がありましたら、お書きください。

【拡大】 0事業所

【現状維持】 4事業所

- ・今のところ現状維持で考えております。
- ・建物の大規模修繕の事業協議を行っているが、今後各事業所において定員規模等の拡大または縮小の予定はございません。
- ・現時点では予定はありません。
- ・利用者の平均年齢を考えますと日中事業所において、少なくとも今後15年以上は定員減ができないと考えられます。また、重度障害者の親亡き後等を含め、7棟ある24時間型のグループホームは待機者が多くおり、いつ入居できるか見当がつかない状況です。短期入所の利用希望も増加傾向にあると思われます。
- ・新たな24時間型GHや短期入所の定数を拡大するためには、人材の育成と確保が必要ですが、少子高齢化、人口減少の昨今では職員確保が大変困難な状況であり、建築資材の高騰や防災の見直し、運営コストの増加等も大きな課題です。
- ・日中事業（生活介護、就労継続）の新規利用希望も見られますが、現状ではすべての日中事業所において定員以上の在籍率の為、受け入れるには定員の拡大もしくは新規事業の開始が必要と思われますが課題が多い状態です。

【縮小・縮小検討】 5事業所

- ・居宅介護事業所として規模縮小の計画は無いが、欠員補充が出来ない状況でやむを得ず規模を縮小している現状である。これ以上減少が続くと、最低人数要件を満たさなくなるとも想定され、そうなった場合には事業廃止をせざるを得ない状況に陥る。
- ・通院等乗降に関するサービスについては、人員確保や採算性の観点からあり方について規模縮小や廃止についても視野に入れながら検討中。
- ・訪問介護（居宅介護・重度訪問介護）において、職員（ホームヘルパー）の減少と高齢化、新規採用が難しい状況から、事業の縮小、廃止も視野に検討しています。
- ・各施設、段階的な改修を行っているが、個室対応など課題がある。課題解決策は、増改修や建て替えが考えられるが、現在の土地では制約があるため、移転や定員減などを含め検討していく。



問2 昨今、福祉業界全体で、慢性的な人材不足による職員の確保が大変困難な状況となっておりますが、貴事業所における人材不足の現状（人材不足により受け入れできない状況等）、人材確保のために取り組まれていること、また、町（行政）に対し人材確保のために求める、支援・取り組み・施策等がありましたら、お書きください。

【人材不足の現状】

- 居宅介護の人材不足は壊滅的な状況であり、10年前の平成26年度には常勤換算で8.7名いた訪問介護員が、欠員補充が出来ない状況が続き、現在は3.5名と約40%に減少しています。
- 需要に対する供給不足が続いており、サービスの依頼そのものをお断りしたり、要望回数や時間を減らして受け入れている状況にあります。
- 人材不足は年々進行しており、新規利用者様の受け入れを制限するなどで、なんとか続けていますが、今後も事業継続は難しいと思われます。
- なかなか難しい問題で、人材不足は解消できないのが現状です。
- 中途採用者がほとんどであるが、短期間（1～2年）の就業で退職してしまう。若い世代（新規学生）はここ数年採用がなく、白老町の高校生を数名採用したが定着には至らなかった。
- 人材の確保が一番の悩みで、女性求むで広報に募集案内を出しましたが、1件の問い合わせも来ませんでした。活動内容、勤務実態を把握していただき、行政から逆に紹介して下さるよう協力をしてほしいと思います。

【人材確保のための取り組み】

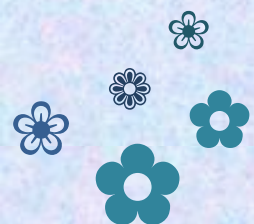
- 現在の人員に永く勤めて頂けるように、業務には少しゆとりを持てるよう配慮していますが、新たな人材確保は難しいです。
- 当社としては、なるべく長く働いてもらいたいのので、賃金は別として、働きやすい環境作りを提供できるように心がけています。（各自の生活に合わせて仕事をする）
- 現在、職員、利用者共に定員なので募集はしておりませんがハローワークや民間の求人サイトを利用し募っています。
- 障がい分野に限った状況ではないが、看護師や相談員等の応募も少なく、特に生活支援員である介護職員の応募が新卒採用及び中途採用において、著しく減少しており、介護職員の補充に苦慮している。今回、特定技能外国人材の登用に向けて、インドネシア人の採用を行っている。
- 特に20代30代の職員が少なく、新卒採用は壊滅的な状況です。また、臨時職員の人数確保さえも苦慮している状況であり、今後さらに困難さは増すと思われます。

対策として人材補充の為、特定外国人の採用を令和4年度2名・令和5年度2名（着任済み）+2名（未着任）と6名の雇用し、今後も補充が必要と思われますが、特定外国人の導入費用も5年間で1名250万円～300万円必要であり、経費負担は今後大きな課題です。

- ・職員確保の為、白老町以外からの赴任旅費規程の創設や奨学金補助規程の創設、常勤臨時職員への住宅手当の支給拡大など、待遇改善を行っております。
- ・各種就職相談会、企業説明会などへの積極的な参加、ウエーブなどの求人発信。
- ・道内の学校訪問、公的な機関への求人、広告掲載、ホームページによる掲載などを主に取り組んでいる。
- ・インターンシップを計画したが、希望者がいなかった。

【行政に求める支援・施策等】

- ・質の高い外国人労働者の定着には日本語教育が欠かせません。特に介護福祉士国家資格の受験対策などは日本語教育が土台になります。白老町主催の日本語学校の開設や、交流拠点の設置等、白老町民として活躍していくには互いを理解しながら日本文化や白老の良さを知っていただくことが必要と思います。地域共生事業の一つとして事業化をお願いしたい。
- ・白老町が特定外国人の紹介を行う等の方策をお願いしたい。
- ・特に近年は少子高齢化により町内会をはじめ商工業等いたるところで機能が衰退している状況は白老町だけではありません。福祉と街づくり等、先駆的な取り組みを行っている先進地に、行政職員と福祉施設職員と一緒に視察研修に行くなど、これからの白老町に導入可能な知恵や工夫を研鑽し、白老版地域創生や地域共生の街づくりの活力につなぐことはできないでしょうか。（官民人材育成・地域共生社会・地域創生・SDGz・脱炭素・町の持続性）
- ・居宅介護における人材確保施策は本来国が行うべきものですが、国の動きは鈍く国の動きを待っていたら町内業者は早晩立ちいかなくなるものと思われます。町には国の動きを待つことなく独自の支援策を打ち出して頂きたいと考えています。
対策としては ①独自の処遇改善策の実施 ②就職支援策の拡充 ③資格取得の助成拡大（無償化） ④専門学校生への奨学金支給などを求めます。
- ・限られた訪問介護員をより必要性の高い身体介護へ振り向けるため、生活に支障の無いかたちで居宅介護の給付制限が必要になってくるのではないのでしょうか。例えば調理を配食サービスに変更することや、入浴介助をデイサービスに変更するなどが考えられます。



問3 利用者支援を行っていく中で、家族（親・兄弟等）にも支援が必要な複合的問題を抱えるケースが多くなってきていますが、事業所として実際に家族支援まで対応したケースがありましたら、件数と差支えのない範囲でその支援内容等をお書きください。

- ・直接家族支援をおこなった事はありませんが、母親を支援していて娘さんが高校で寮生活が始まる前に寮での生活の練習として娘さんと一緒に掃除をおこなったことはあります。
- ・障害の家族はご家族も何らかの障害を持っているケースが多いと思われるため、生活状況、身体状況など問題はないか子供の将来的なことの親の考え方等々…家庭全体で様子を見るようにしています。必要時担当者と情報共有をおこなっています。
- ・対象者だけではなく、家族全般で見て行かないとならないケースが多くなっており、教育委員会なども交え、情報の共有が必要になっていると思います。
- ・過去には、ワクチン接種の予約方法が難しいというご家族のサポートをしたことがありますが、ホームヘルパー個人の判断であり、事業所としては勧めていません。
- ・3件支援実績あり（親の問題、お金の問題）
- ・近年のケースでは7件
 - 在宅利用者の保護者が軽度の知的障害があり生活費や養育の問題
 - 在宅利用者の保護者が身体機能の低下や認知の低下
 - 在宅利用者の家族（娘や息子）のトラブル
 - 在宅利用者を取り巻く家族環境等



問4 障がい者施策や障がい福祉サービス全般について、ご意見等がありましたら、ご自由にお書きください。

【福祉有償運送事業】

- 福祉有償輸送事業所が人員の関係などで新規受け入れを制限している状況があり、今後増加するニーズに益々対応できなくなってくることが考えられます。デマンドバスの拡充や介護員の設置などを検討してもらい、軽度の要支援者の通院は公共交通機関で行けるようにしてもらいたい。
- 福祉有償運送は人件費やガソリン代の高騰により経営が立ちいかなくなっています。だからといって利用者負担を極端に値上げできない実態にあります。町が事業者に対する経営支援を行って経営の安定を図っていただきたい。これ以上事業者が減少したら通院難民問題はより深刻な状況に陥ります。

【医療】

- 町内に在宅診療の仕組みを確立して町民の通院に対する負担軽減や看取りの問題を解決してもらいたい。

【生活全般】

- ゴミ出しが出来ない町民が増えており、訪問介護員を取集日に合わせて派遣したりしている実態があります。町に個別収集を実施してもらいたい。

【事業所運営】

- 白老町は、施設系の障がい福祉サービスについては、充実しているのではないかと感じています。障がい福祉サービスの利用者は、年々増えていくと思われ、事業者が受け入れできるように、行政との連携、事業者間の連携が、より必要になってくると思われます。
- 事業所側のスタッフの確保も含め、受け入れ体制を整えながら、新規利用ケースの受け入れに向け取り組んでいきたいと考えております。
- 事務業務の簡略化と言いながら、実際はかなり増えているので、実態を見てほしいと思っています。
- 最低賃金の40円アップや、燃料費の増加、食品を含む物価高騰等は福祉事業の運営や障害者の地域生活に大きな影響を与えております。令和6年4月の報酬改定で対応が不足した場合経営に大きな影響があると思われます。
- 白老町の人口減少が急激に進んでいる半面、福祉事業の規模縮小には少なくとも15年～20年以上のタイムラグが生じると考えられます。そのタイムラグの期間はまさに今始まっており、今後さらに増大し運営困難になる可能性も考えられます（福祉事業の継続困難）。

【防災】

- ・大規模災害（津波浸水）において、白老町内の住宅の90%以上が浸水により居住困難になる見込みですが、福祉施設においても同様であります。被災後の復興の為に、福祉施設の被災防止や被災低減、早期事業再開等を考え、準備することが必要と思いますが、福祉法人単独では難しい為、行政の支援をお願いしたい。（福祉と防災）

【その他】

- ・インフラ整備（光回線の整備）をぜひお願いします。
- ・切れ目のない支援、関係機関の連携等の必要性の大切さを感じています。



計画書の説明

＊「障害」「障がい」の表記について

白老町では、ノーマライゼーションの理念として、「心のバリアフリー」を推進するため、「障害」の「害」の字をひらがなで表記することとしております。（「障がいのある方」など）

ただし、国の法令などに基づく制度や固有名詞などの表記は従来そのままとします。

（「身体障害者手帳など」）

西暦対比表

令和2年-----2020年

令和6年-----2024年

令和3年-----2021年

令和7年-----2025年

令和4年-----2022年

令和8年-----2026年

令和5年-----2023年

令和9年-----2027年

第7期白老町障がい福祉計画
第3期白老町障がい児福祉計画

発行 令和6年4月

編集 白老町健康福祉課

白老町子育て支援課

〒059-0904

北海道白老郡白老町東町4丁目6番7号

TEL（0144）82-5541

FAX（0144）82-5561

E-Mail：fukusi@town.shiraoi.hokkaido.jp

kodomo@town.shiraoi.hokkaido.jp



多文化共生のまち、しらおい

◇ 北海道 白老町 ◇